

子どもオンブズ・レポート 2019

2020(令和 2)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに



2019 年は、子どもの権利条約が国連で採択されて 30 年という年です。「中世の社会では、子ども期という概念は存在していなかった」とフランスの歴史学者アリエスが指摘するように、「子ども」という概念は比較的新しいものです。中世までは、労働の担い手になってはじめて人間とみなされ、仕事も遊びも服装までも、おとな・子どもの区別なく人々に共有されていました。もちろん、その頃にはいまで言うところの児童労働や、若年層の望まない結婚や出産なども横行しており、「人権」という観点から子どもが著しくないがしろにされてきた時代であると考えられることもできます。

近代になって「子ども」という存在が特別なカテゴリーとして注目され、そののち子どもの権利条約によって世界規模で子どもの権利が謳われるようになって 30 年（日本は 1994 年にこの条約を批准しましたので、国内では 25 年）になりますが、子どもをめぐる環境はどう変わったでしょう。「子どもの最善の利益（子どもにとって一番いいこと）」が本当に考慮されるようになってきたといえるのでしょうか。

子どもの権利条約の締約国は、定期的に国連子どもの権利委員会に各国内の状況を報告し、審査を受けることになっています。日本は、国連子どもの権利委員会から、全国学力テストなどで過度に子どもを競争させすぎていること、いじめ・不登校への対策をさらに充実させる必要があること、障がいのある子どもの人権を重視した教育政策を進めることなどについて、たびたび指摘を受けていますが、国内の状況はなかなか変わらないというのが現実です。さらに、この委員会では国レベルでの子どもの人権オンブズパーソンのシステムを確立させること（そうしたことが進むように、まずは子どもの人権に関する包括的な法律を作ること）もすすめています。こちらについても今のところわが国では積極的な動きは見られません。現在、子どもの権利に関する総合的な条例を定めている自治体は 48 箇所（2019 年 4 月）、子どもの相談・救済機関を設けている自治体は 34 箇所（2019 年 6 月）となっています。国内に地方公共団体が 1700 以上あることを思えば、この数は決して多いとはいえません。

こうした国内の状況において、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」は、子どもたちの生活に非常に近い場での公的第三者機関としておよそ 20 年、活動を続けてきました。

私がオンブズパーソンの委嘱を受けたのが 2016 年 4 月、この 3 月で 4 年になります。これまで 4 年間、週 1 回の定期的なケース会議等に参加して感じるのは、子どもをめぐる問題が年々複雑化・長期化しているということです。「これは一体、何が問題となる案件なのか？」「どうなったら解決したといえるのか？」…問題そのものが非常に捉えにくいものになってきているように思えてなりません。このような、一見して複雑な構造にあるケースと同時に、学校や家庭のなかでなんとか解決できないものかと思われるような案件も散見されます。ところが、実はそうしたケースについても「繊細な子」「脆弱な家族」「力のない教員」などと言って片付けられる問題でもなく、協議を重ねていくとその成員が絡め取られている社会構造

上の問題に突き当たります。

刻々と変わりゆく社会の影響をもっとも受けやすいのが「子ども」です。そのことは、中世の頃から変わっていません。「子どもの最善の利益」を常に念頭に置き、みなさまのお力添えを頂きながら、今後とも活動に邁進していきたいと思えます。

2020（令和2）年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン 堀家 由妃代

I 部活動問題から考える子どもの人権

代表オンブズパーソン 堀家 由妃代

1. 部活動の効能

日本の学校教育では、カリキュラムの遂行上の目安になるものとして「学習指導要領」があります。新しい学習指導要領が強調するのは「主体的で対話的で深い学び」です。これまでそのようなねらいでは展開されてこなかった、かつての教育課程を経験してきた人が先生としてこれをやるわけですから、何をしたら「主体的で対話的で深い学び」になるのか、試行錯誤が始まっています。

部活動に関連して、中学校学習指導要領では「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とあります（中学校学習指導要領 第1章総則第4（13））。「教育課程との関連」と書かれているように、部活動は厳密には教育課程の中に含まれないものの、「学校教育の一環として」位置づける必要があることが強調されています。学校の中で教育的営みとして展開されるわけですから、当然のことといえるでしょう。

私はふだん大学で教育学を教えているのですが、学生さんたちに部活動経験についてたずねてみると、おおむねポジティブな声が返ってきます。その内容は「協調性が養われた」「努力が報われる体験ができた」「忍耐力がついた」など、その部活動ならではの知識・技能の向上やそこでの成功体験というよりは、人間関係や精神的な成長に評価が置かれているように思います。

スポーツ庁が行った「運動部活動等に関する実態調査」（2017）のなかでも、運動部活動に所属している“目的”として最もポイントが高いのは「大会・コンクール等で良い成績を収める」なのですが、“結果”として得たものをたずねた場合は「チームワーク・協調性・共感を味わっている」、「体力・技術が向上している」、「友達と楽しく活動できている」などが高得点となっています。これは、部活動でその活動固有の成功体験をおさめなくとも、子どもたちは他の側面で部活動の意義を見出すことができていることを示唆しています。

部活動を提供する側である教師の意識はどうでしょうか。部活動が教師の多忙化を助長する一因となっていることは従来から知られていることですが、アンケートなどを取ってみれば、それでも部活動の必要性を強く感じている教師が多いようです。具体的には、子どもの生徒指導や進路指導との関係で積極的意義を見出している教師が多いだけでなく、その活動に従事することで自身の教師としての資質が向上すると解釈している人も少なからずいるようです。

運動部活動については、2018年にスポーツ庁が「運動部活動に関する総合的なガイドライン」を策定し、文科省もこれに則って運営することを自治体に求めており、各学校でもおおむねこのガイドラインに沿った指導・運営指針が作られています。実は、川西市でも2019年度に部活動に対する指針がリニューアルされました。

しかしながら、全国的に部活動中の事件・事故のニュースは後を絶たず、また川西市において、オンブズがこれまで引き受けてきた部活動に関わる案件等について考えてみても、「子どもの最善の利益」という観点から、大いに見直しの必要性があると思われます。

2. 部活動をめぐる構造的問題

教育社会学者の西島（2017）は、今日の部活動が「ブラック部活動」と呼ばれるほどにまで問題がエスカレートしたり、教員の負担が増えたりした背景には、3つの変化があったと指摘します。1つ目は、学習指導要領の改訂による部活動の役割や目的の多様化・複雑化です。1989年の学習指導要領の改訂で、部活動に参加する生徒については、部活動の参加をもって（必修制度である）クラブ活動の履修に替えることができるという措置がなされることとなりました¹。それに伴い、それまで自主参加であった部活動の指導に、より多くの教員が関わらなければならなくなり、結果的に部活動が教育活動の中心に位置づくようになりました。これにより、生徒指導や進路指導等の役割、友達づくりの場や放課後の居場所としての役割等、本来担わなくてよかった部分まで、部活動がその役割を一手に引き受けるようになったということです。この結果、技能や競技力の向上だけではなく、部活動に様々な役割を期待する生徒や教員が参加するようになりました。

2つ目は、文化の商業化・市場化です。1984年のロサンゼルスオリンピックをはじめ、国際レベルのスポーツ大会の拡大など文化の商業化・市場化が、1990年代以降部活動にも影響を及ぼすようになりました。以前に比べて中高生の参加するコンクールや大会の回数が増加し、規模が拡大するようになると、高度な技術や競技力が求められるようになりました。外部指導者の採用も増え、より練習・活動内容の専門性が高まりました。

3つ目は、少子化による、部員数と部活動規模のバランス崩壊の問題です。全体の生徒数も教員数も減少しているにもかかわらず、部活動自体は、その部活動が持つ伝統、慣習、生徒や保護者からのニーズ等によって、廃止ないし軽減が起こりづらい構造になっています。部員不足のまま練習・活動したり、大会には合同チームで参加したりする等、無理をしても部活を続けることがよしとされる文化が定着します。教員はほぼ全員が事実上職務として部の顧問を担当することになり、経験したことのない部や複数の部の顧問を担当せざるを得なくなりました。

また、教育課程上のあいまいさを指摘する声もあります。たとえば、教育社会学者の内田（2017）は、部活動の位置づけを「グレーゾーン」としてとらえます。部活動は教育課程外ではあるものの、学校教育の一環（学校教育内）でもあるという点でグレーである、という意味です。

内田は、部活動がグレーゾーンであること自体に全面的な問題があるというわけではなく、「グレーゾーンであることがうやむやにされること」で部活動の“強制”と“加熱”が起こるとしています。すなわち、グレーゾーンだからこそ、学校教育の一環であることを理

¹ 「クラブ活動」と「部活動」は似ていますが、別の性質のものです。クラブ活動は学校教育において「特別活動」という教育課程に位置づきます。部活動は本来的には教育課程外の活動で、学校教育活動の一部ではありますが、スポーツや文化に親しむために自主的・自発的になされる活動という位置づけです。

由に、生徒や教員に“強制”が働き、活動に対する管理が行き届かなくなった結果、“加熱”が止まらなくなるというのです。加熱の末、顧問を中心とした「部活王国」のようなものができあがり、ハラスメントが横行、黙認されるということも起こりえます。部活動のエスカレートによって引き起こされる問題はほとんど、教師が良かれと思って行ったことが引き金となっています。本来、教育的営みであるはずの部活動において、いつの間にか全く教育的ではない行為が蔓延してしまうことも、この王国の閉鎖性によるものといえます。

さらに中澤（2017）は、「自主性」という言葉が、「部活動問題における恐ろしいマジックワード」であると言います。「自主性」は教育的にポジティブな言葉であり、人々の行為が自主性に基づくものと見なされれば、周囲はたちまち反対できなくなるという現象が起こると中澤は指摘します。生徒が「自主性」を発揮して部活動をしたがっているのならば、献身的な教師はそれに付き合おうとします。しかし生徒が「自主性」を発揮し続け、より多くの時間を割いて部活動がしたい、より技術的な指導を受けたい、全国大会に出たい等と要求してきたとき、教師がそれに全て応えようとするれば際限のない負担を抱えることとなります。他方、教師のほうも、のめり込むほどに「自主性」を発揮し、時に間違った指導に突き進んでしまうこともあるでしょう。結果、体罰や暴力、最悪の場合は死亡事故につながるケースも実際に起こっています。部活動内での生徒同士のいじめ問題、あるいはガイドラインを大きく逸脱した練習なども、部員が「自主的」に始めたということになれば、顧問の過失はないかのように見受けられます。しかしながら、子どもたちが王国の一員としてヒエラルキーのどこかに位置づいているのならば、その構造のトップの影響を全く受けない「自主性」などありえません。

3. 部活動にハマりつづけるメカニズム

子どもも教師も、どうしてこんなに部活動にハマってしまうのでしょうか。誤解を恐れず言うならば、じつはそれが「割に合わない」からではないでしょうか。子どもにとっても教師にとっても、部活動に参加することは、一定程度（部活動によっては相当）の時間が拘束され、諸々のエネルギーを消耗することになります。自分が趣味で続けるランニングのようなものと違い、時間帯も参加の有無も個人の意志では決められない構造のなかで、それぞれの参加者はどれほどのものが得られるのでしょうか。もちろん体を動かしたり好きな楽器を奏でることで気分が高揚したりストレスが発散されたりすることもあるでしょうが、それと同じぐらい、自分たちでも気が付かないうちに多くの負荷がかかっていると想像することができます。プロと違って成果によって経済的報酬が与えられるわけでもありません。では、どこで「報酬」を得ればよいのでしょうか。経済的報酬が望めないのであれば、何らかの方法で精神的に満たされるしかないでしょう。こうした現象を「認知的不協和」の問題といいます。割に合わないことを延々と続けている…このしんどさ（認知的不協和）を解消するために別の思考が働きます。「しんどいことだが、自分にはとって意味のある事なんだ」と自分で思い込むのです。先に紹介したアンケートや、私の学生たちが「つらかったけどいろんなことを学べてよかった」と美談にしているのも、大変だったことを大変だったままだまにしておくことが精神的に苦痛であるからかもしれません。体罰を受けたことを「愛のムチだっ

た」と振り返ることも同じです。体罰という、身体的にも精神的にも傷つけられる不愉快な行為を受けることのしんどさ（認知的不協和）の代わりに、「愛のムチ」というポジティブな感情の中でそのことを処理しようとするのです。教師側についても同じようなことが言えます。教員アンケートで、部活動に必要以上に大きな意味を見出そうとするような結果が出ているのも、こうした心の働きによる部分が（もちろんそれがすべてではないにせよ）あるのではないのでしょうか。部活動をめぐるネガティブな側面を個人的に覆い隠すことで、子どもも教師もさらに部活動にのめりこむことが可能となっていきます。

もうひとつ考えられるのは、「そこから抜け出す怖さがある」ということです。精神的にも物理的にも、学生生活の大部分を部活動に費やしている、教員生活の大部分を部活動に費やしている、といった人々ほど、それがなくなるのは恐ろしいことでしょう。そうした人々にとって部活動は、それぞれのもつ学生アイデンティティや教職アイデンティティに大きく影響しています。部活動を失ってもそれぞれのアイデンティティに大きな損失がなければ、あるいは、それをうめる代替が比較的速やかに見つければいいのですが、そうでなければそれを捨てることは容易ではありません。ハマリ続けることで自分自身を維持しているような人もいるのではないのでしょうか。

4. 「部活動がもつ抑圧性」を、教師個人や学校はどう回避しうるのか？

教師は、子どもたちに対して評価活動を行うことがその職責の一部に組み込まれています。したがって、子どもたちの「権力者」「抑圧者」という立場から完全に解放されることはありません。とはいえ、意識的無意識的に必要以上の権力関係を持ち込んではいないか、日々の教育活動に従事するなかで点検していくことが大切です。部活動もそのひとつです。

多くの部活動指導者は、子どもたちの教育環境の最適化のために部活動に従事しているのであり、そうした指導の結果は、子どもたちの心身の発達や自己実現の促進のみならず、時に子どもたちの社会移動（技能の卓越性などが認められた結果として、進学チャンスが拡がったり、プロとしてその世界で活躍できるようになったりすること）を可能にもしています。他方で、部活動は従来より体罰等の人権侵害行為と結びつき、子どもたちを抑圧してきています。法律が厳格に適用されるようになってきたこともあり、現在では認知される体罰行為は減少傾向にあります。その抑圧性が依然として残されたままであることは変わらないといえます。活動時間や内容のチェックにとどまらず、お互いがそうした権力性や抑圧性に注意を払いあえるような、職場内での高い同僚性が求められます。

部活動に関しては、働き方改革の側面ばかりが注目されますが、今一度学びの主体である「子どもの最善の利益」に立ち返り、子どもの人権擁護および自治の尊重が図られるような、より合理的な在り方を目指すべく、各学校での再点検が必要なのではないのでしょうか。

<参考>

- ・内田良（2017）『ブラック部活動ー子どもと先生の苦しみに向き合うー』東洋館出版社
- ・中澤篤史（2017）『そろそろ、部活のこれからを話しませんかー未来のための部活講義ー』大月書店

- ・西島央（2017）「音楽系の部活動の今を探る 社会問題化した「部活動のあり方」に音楽教育はどう臨むのかー中学生及び中学校教員対象調査データの分析から」『音楽教育実践ジャーナル』 vol. 15 p.26－36

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どもの SOS を受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成 10）年 12 月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980 年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年 11 月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も 1994（平成 6）年 4 月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では 1994（平成 6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成 10）年 12 月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成 7）年度

- ・ 4 月、市教育委員会が「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。
- ・ 6 月～7 月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小 6・中 3 対象）を実施。
「（過去 1 年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小 6）36%（中 3）19%
このうち小 6 の約 5%、中 3 の約 10%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10 月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成 9）年度

- ・ 5 月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9 月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10 月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約 1 年を費やして条例案を策定。

○1998（平成 10）年度

- ・ 11 月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12 月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成 11）年度

- ・ 4 月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立ては 6 月より受付）。

条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

<個別救済>

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

<制度改善>

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ **オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名**
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ **調査相談専門員（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称 相談員）：4名**
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当します。
- ・ **調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）：9名**
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ **事務局職員（行政職）：1名**
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動（第Ⅲ章 参照）

- ・ 市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- ・ 電話相談、または事務局や子ども向け相談室「子どもオンブズくらぶ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時です。そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応しています（相談の申込みはインターネットでも受付）。
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 必要に応じて擁護・救済の申立てを受け、調査を実施すべく相談に応じます。

調整活動（第Ⅲ章 参照）

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教職員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことをめざします。

調査活動（第Ⅳ章 参照）

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

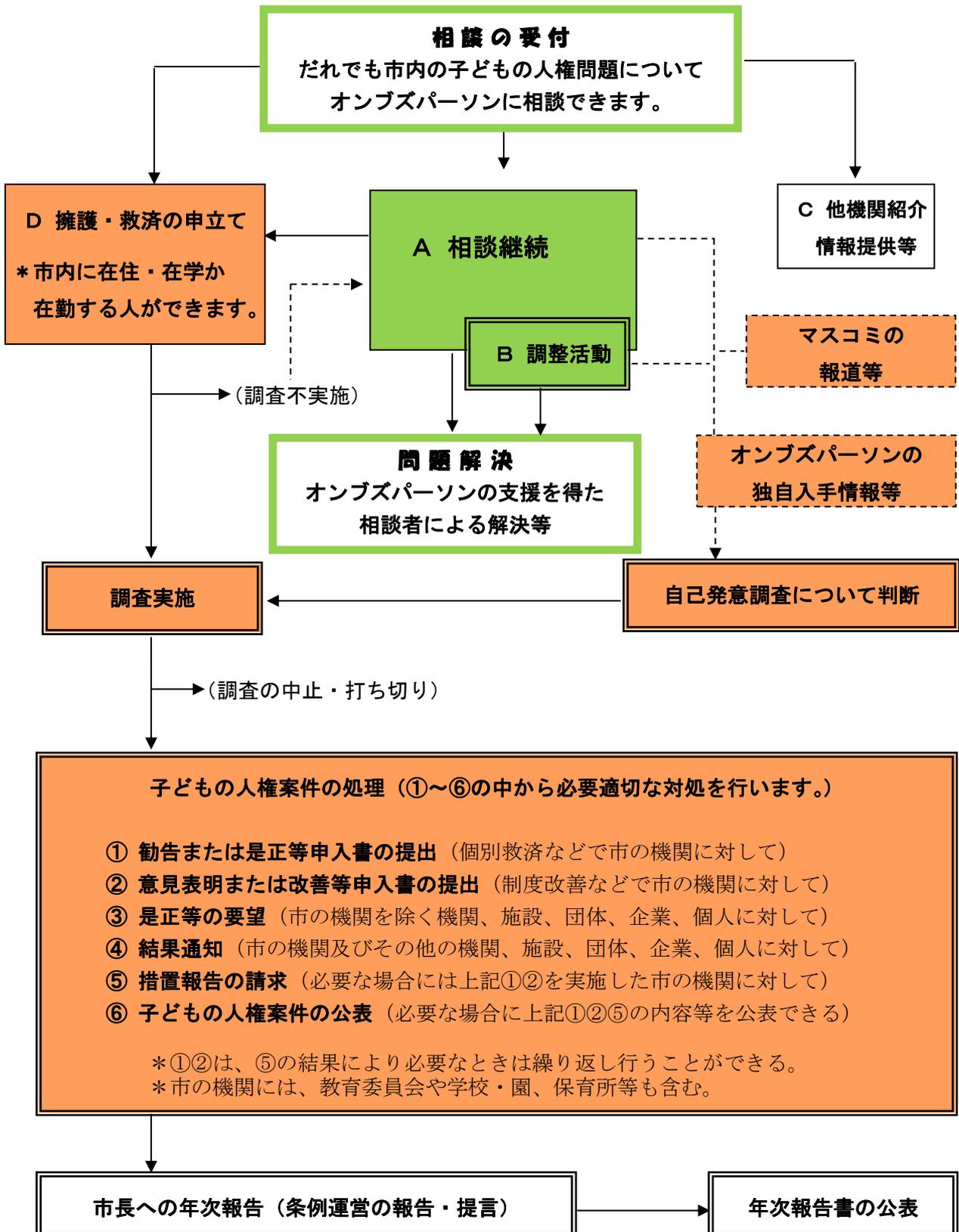
広報・啓発活動（第Ⅴ章 参照）

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第 21 条）としています。

オンブズパーソン会議と研究協議（第Ⅵ章 参照）

- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



* 図中の記号 A ~ D は、p.12 の記号に対応している。

Ⅲ オンブズパーソンの相談・調整活動

2019 年次の相談状況

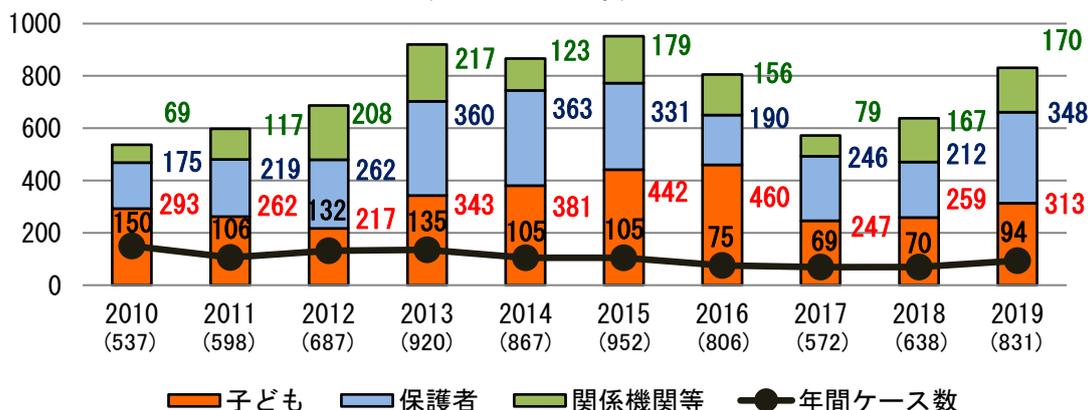
2019 年次の年間ケース数²は 94 件、うち新規ケースは 65 件、前年次からの継続ケースは 29 件でした。ここ数年では、継続ケースの占める割合が最も高くなっています。年間相談者数³は 165 人、うちケース会議などのためにオンブズから働きかけた人や機関は 32 人で、年間相談・調整回数⁴は 831 回でした。この中には、子どもの意向をふまえて学校・教育委員会（川西市では児童福祉所管も教育委員会に含まれています）や民間の福祉施設等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものもあります。

2019 年次は、前年次と比べてケース数、相談者数、相談・調整回数のいずれも増加しており、ここ数年ではもっとも多くなっています（図Ⅲ-1）。子どもと保護者の相談回数がほぼ同数となっており、子どもだけでなく保護者とも継続的に関わる必要のあるケースが多かったことを反映しています。

月別にみると、ケース数には年間を通してそれほど大きな変動はありませんが、相談・調整回数は 2 学期以降に増加する傾向になっています（図Ⅲ-2）。とくに 11 月、12 月の回数が増加していますが、これはいずれも学校等の関係機関と調整活動をおこなったケースが多かったためです。

1 ケースあたりの相談・調整回数は平均で 8.84 回となっています（図Ⅲ-3）。近年は平均 8 回以上で推移しており、2019 年次は 1 回で終わるケースは 3 割弱で、継続的な相談・調整活動をおこなったケースが多くなっています（図Ⅲ-4）。このことから、長期的な関わりや、関係機関との複数回にわたる連携・関係調整が必要なケースが増加しているといえます。

図Ⅲ-1 年間ケース数と年間相談・調整回数の推移
(2010～2019年)



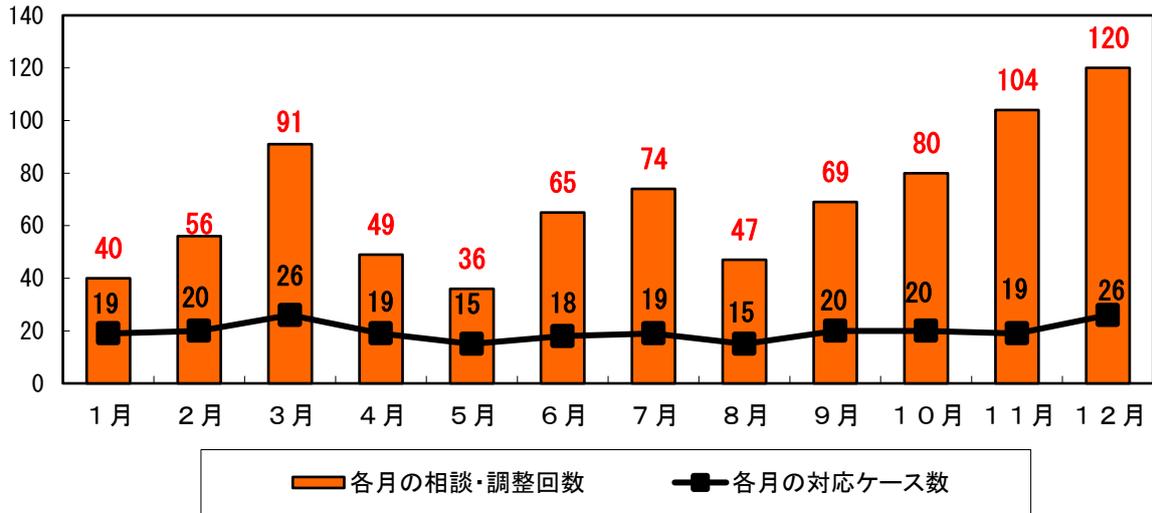
² 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

³ 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

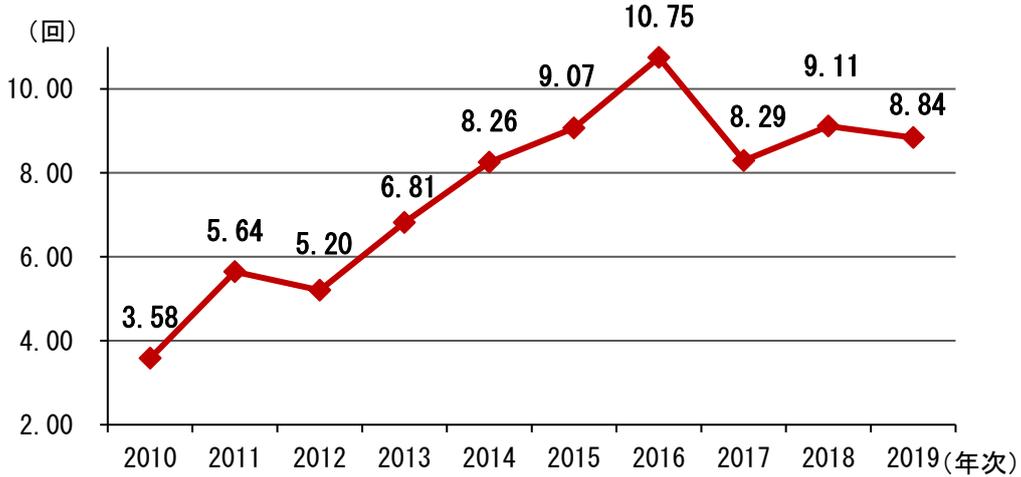
⁴ 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

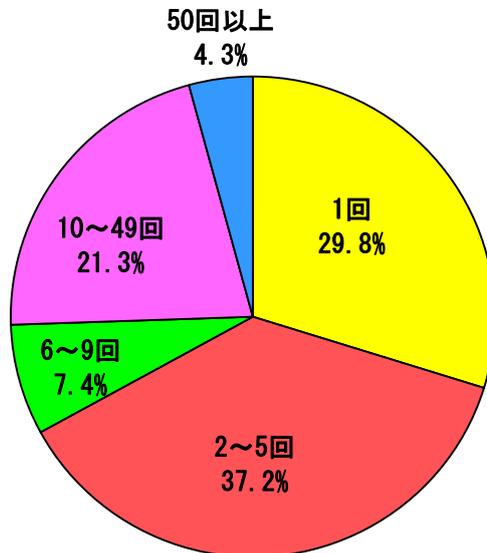
図Ⅲ-2 月別ケース数と相談・調整回数
 年間ケース数：94件、年間相談・調整回数：831回



図Ⅲ-3 1ケースあたりの相談・調整回数の推移（2010～2019年）



図Ⅲ-4 相談の継続回数の内訳
 (年間ケース数：94件)



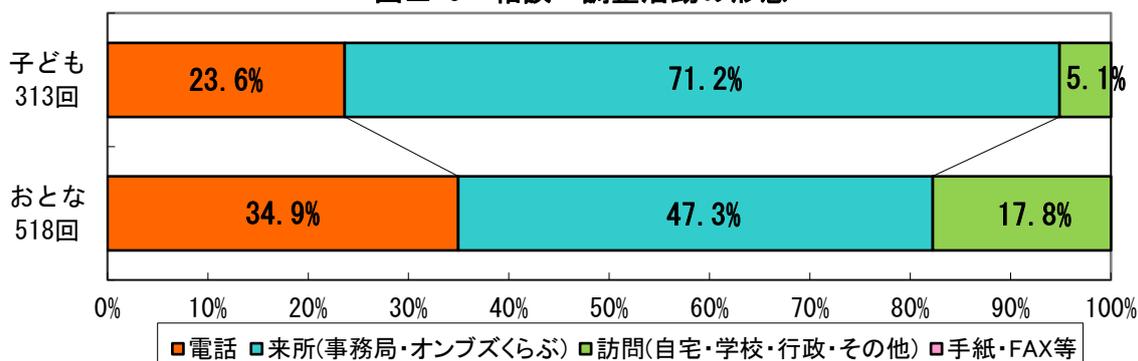
相談・調整活動の形態と所要時間

初回のオンブズへの相談方法は、新規ケース 65 件のうち電話が 44 件（おとな 28 件、子ども 16 件）、来所が 21 件（おとな 17 件、子ども 4 件）でした。オンブズへの初回の相談方法としては、保護者等からの電話相談が多くなっています。おとなの来所相談 17 件のうち、8 件は学校等の関係機関からの相談です。子ども本人や保護者はもちろん、関係機関からの相談も広く受け付けています。また、オンブズではインターネットで相談の受付も行っており、2019 年次は 6 件の利用がありました。

継続相談になると、子どももおとなも来所や訪問による面談が中心となります（図Ⅲ-5）。訪問による面談は、子どもよりもおとなのほうが多くなっていますが、その内訳は学校や行政機関など、関係機関への訪問が過半数を占めています。これは、関係機関との連携を密におこなう必要があったことを反映しています。また、子どもとの面談でも訪問が一定数を占めているのは、来所での相談が難しい場合に、自宅訪問での面談をするなど、必要に応じて適切な場所で面談をおこなったためです。

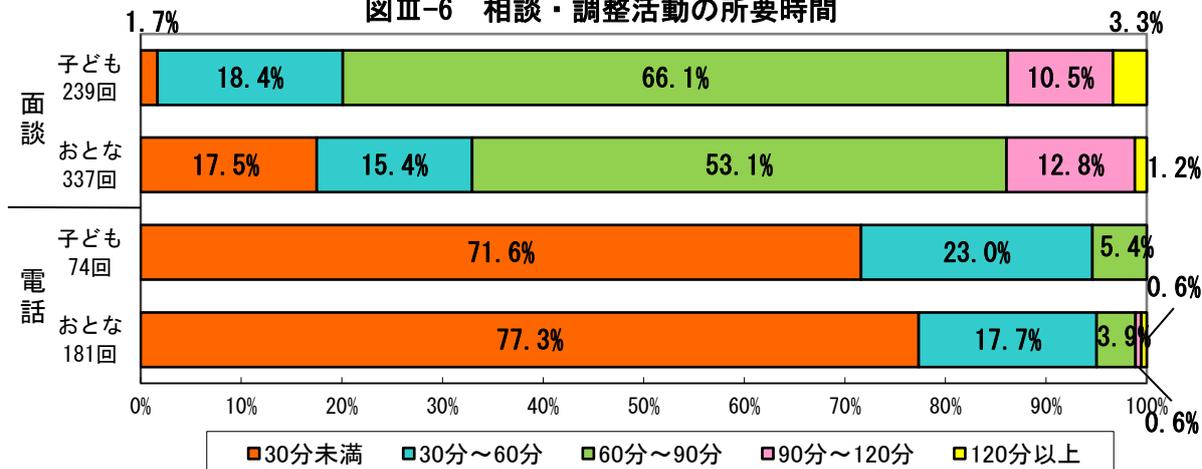
電話の場合は 30 分未満が多くなっていますが、面談になると子どももおとなも 6 割以上が 60 分以上となっています（図Ⅲ-6）。とくに子どもとの面談では 8 割近くが 60 分以上です。子どもと直接出会ってしっかりと関係を築き、じっくり面談をおこなうことで、子どもの思いを中心にした解決に向けて取り組んだことを反映しています。

図Ⅲ-5 相談・調整活動の形態



(注)初回のみで終了したケース、および継続して相談・調整をおこなったケースの両方を含んでいる

図Ⅲ-6 相談・調整活動の所要時間



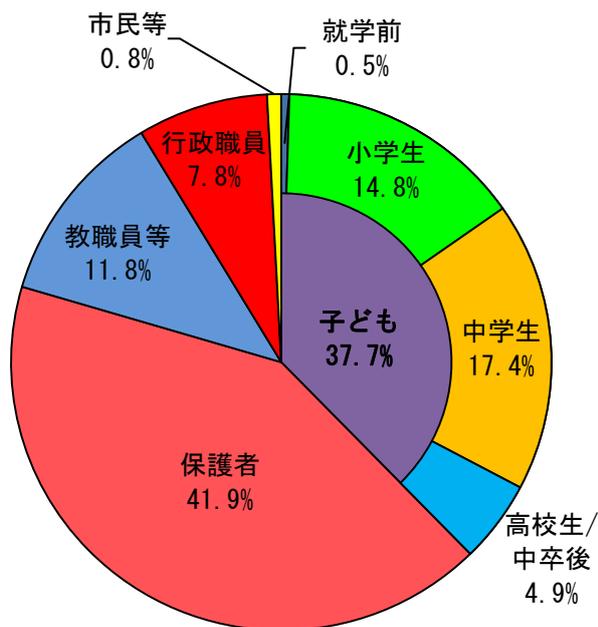
(注)手紙・FAX等は、省略。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

相談者の内訳

相談・調整回数の内訳をみると、子どもの割合は就学前が全体の0.5%、高校生・中卒後が4.9%であるのに対し、小学生が14.8%、中学生が17.4%となっており、2019年次は小学生や中学生の相談・調整が多くなっています。また、おとなの割合については保護者が41.9%と最も多くなっていますが、教職員等や行政職員も一定の割合を占めています(図Ⅲ-7)。行政職員はすべて、教育委員会内の学校や幼児教育・保育に関わる部署の職員となっています。学校等で生じた問題に関わって、学校や市教育委員会と調整や連携をおこなうことが増えていることが分かります。

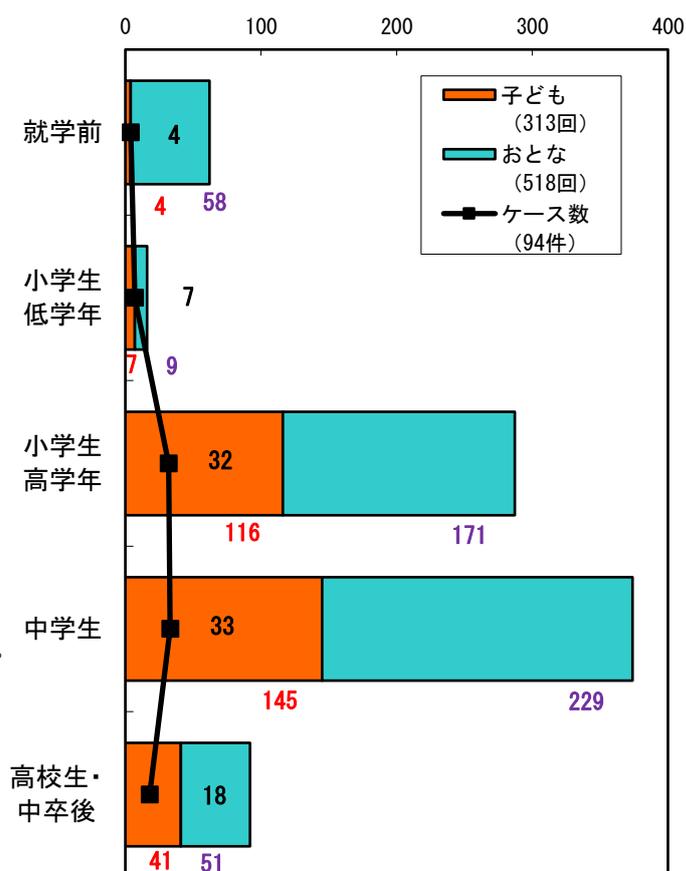
学齢別のケース数を見ても、小学生高学年・中学生が相談の対象となるケースが多く、またこれらの学齢が対象となるケースでは、おとなとの相談・調整回数が子どもよりも多くなっています(図Ⅲ-8)。これは、問題解決に向けて保護者や関係機関との関係調整や連携を複数回おこなう必要があったためです。

図Ⅲ-7 相談・調整回数の内訳



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図Ⅲ-8 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数



相談内容

ここ数年は「家庭生活・家族関係」の相談・調整回数が突出して多い傾向が見られましたが、2019年次は、「家庭生活・家族関係」に次いで「不登校」の相談・調整回数も多くなっています。その次に多いのが「学校・保育所等の対応」です（図Ⅲ-9）。問題がどのような関係において生じているかを見ても、「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」が72.3%、「子どもと保護者・家族の関係」が61.7%ととびぬけて多くなっています（表Ⅲ-1）。

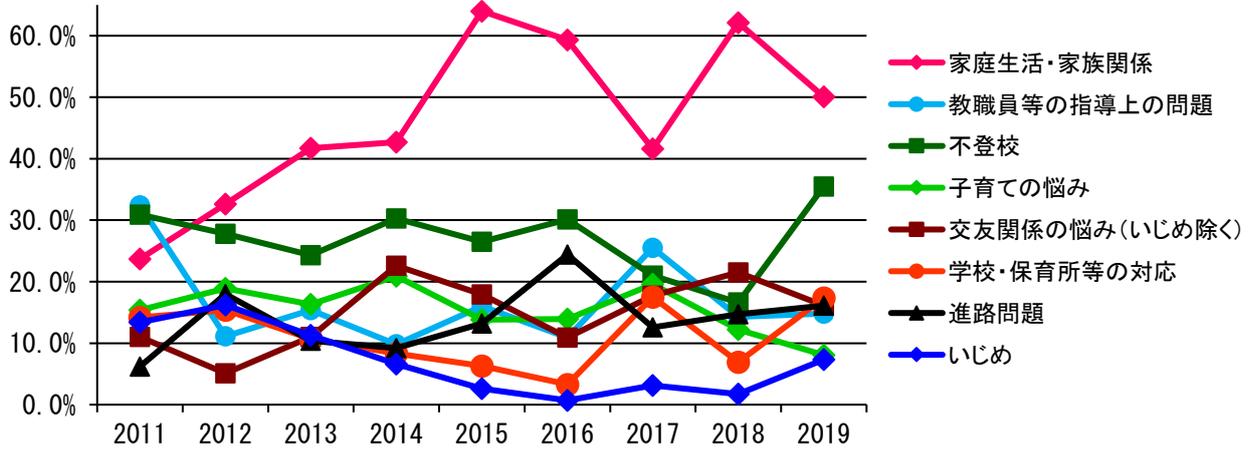
これらの相談内容についての子どもとおとなそれぞれの回数をみると、おとなとの相談回数のほうが多くなっています（図Ⅲ-10）。これは、保護者のみではなく、学校や行政機関などの関係機関とも調整や連携をおこなう必要があったためです。とくに「学校・保育所等の対応」に関わるおとなとの相談では、全体で131回のうち、関係機関との相談・調整が6割以上を占めています。不登校や学級崩壊、交友関係の悩みなど、学校で生じた問題について、学校や行政機関と複数回対応を協議しながら問題解決にあたりました。ただし、「家庭生活・家族関係」については、おとなとの相談回数には関係機関との相談も含まれているものの、全体で271回のうち、保護者との相談が7割以上を占めています。子どもとはもちろん、保護者とも継続的に関わる必要がある相談内容であることが分かります。

オンブズにもちこまれるケースにはどのような相談内容に関わるものが多いのかを見てみると、学齢別では小学生高学年で「交友関係の悩み」が19件、中学生で「家庭生活・家族関係」が20件とやや多くなっています（表Ⅲ-2）。しかし全体でみると、相談・調整回数では目立って多かった「家庭生活・家族関係」は52.1%となっており、次いで「学校・保育所等の対応」が40.4%、「交友関係の悩み」が35.1%、「教職員等の指導上の問題」が34.0%となっているなど、突出して多い相談内容は見られません（図Ⅲ-11）。

ただし1ケースあたりの相談・調整回数でみると、「不登校」は年間ケース数全体に占める割合は24.5%と目立って多いわけではないのに対し、相談・調整回数は子どもとおとなを合わせて295回あり、「家庭生活・家族関係」に次いで多くなっています（図Ⅲ-10）。「不登校」に関わるケースでは、子ども自身、何に課題を抱えているのかがはっきりしないために、課題を整理するまでにじっくりと話を聞く必要のあるものが少なくありません。また、子どもだけではなく学校や行政機関とも複数回にわたって協議しながら解決に向けて取り組んでいかなければならないことが多くあります。「不登校」以外に1ケースあたりの相談・調整回数が多い相談内容としては、「家庭生活・家族関係」、「進路問題」が挙げられ、これらは1つのケースの中で複雑に絡んでいることが多く見られます（図Ⅲ-10）。このため、2019年次は「不登校」に関する相談・調整回数が増加したと考えられます（図Ⅲ-9）。また、「学級崩壊」はケース数として多いわけではありませんが、相談・調整回数は子どもとおとな合わせて32回と多くなっており、短期間で解決が難しい問題であることがわかります。これらの相談内容に関わるケースには、関係機関と複数回やりとりをしながら、長期的に関わっていく必要があります。

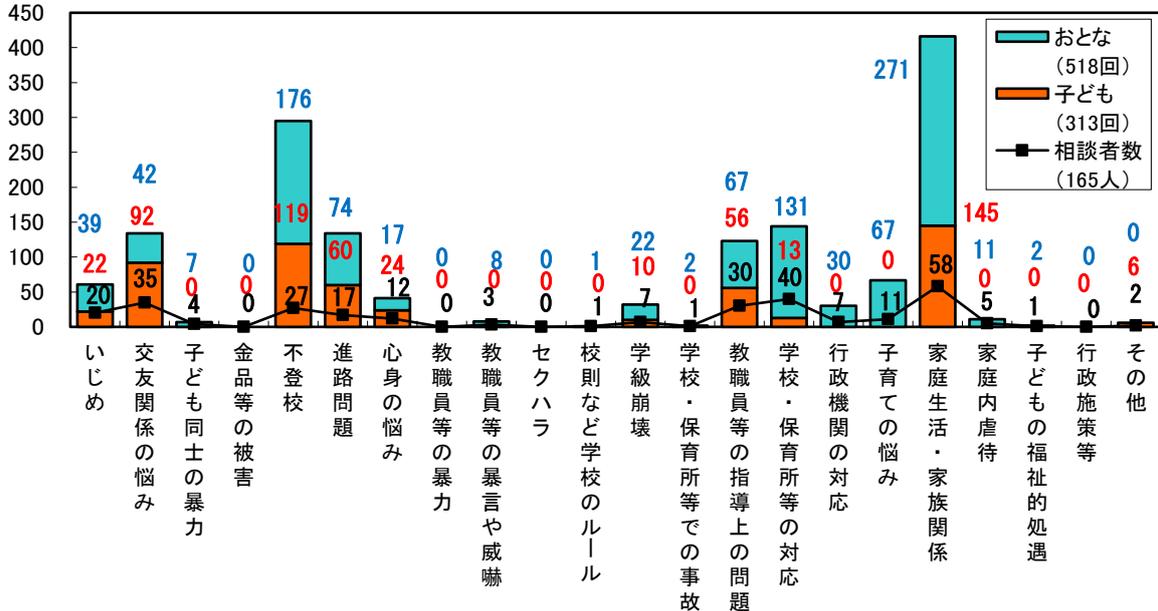
近年は背景に複数の問題が絡み合い、しかもそれぞれの問題が根深いケースが少なくありません。こうしたケースに関わる際には、子どもとじっくりと向き合い、課題をひとつひとつ整理する必要があります。こうした地道な個別救済の活動から見えてきた制度的な課題について、社会に発信していくこともオンブズの重要な役割です。

図Ⅲ-9 相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の推移



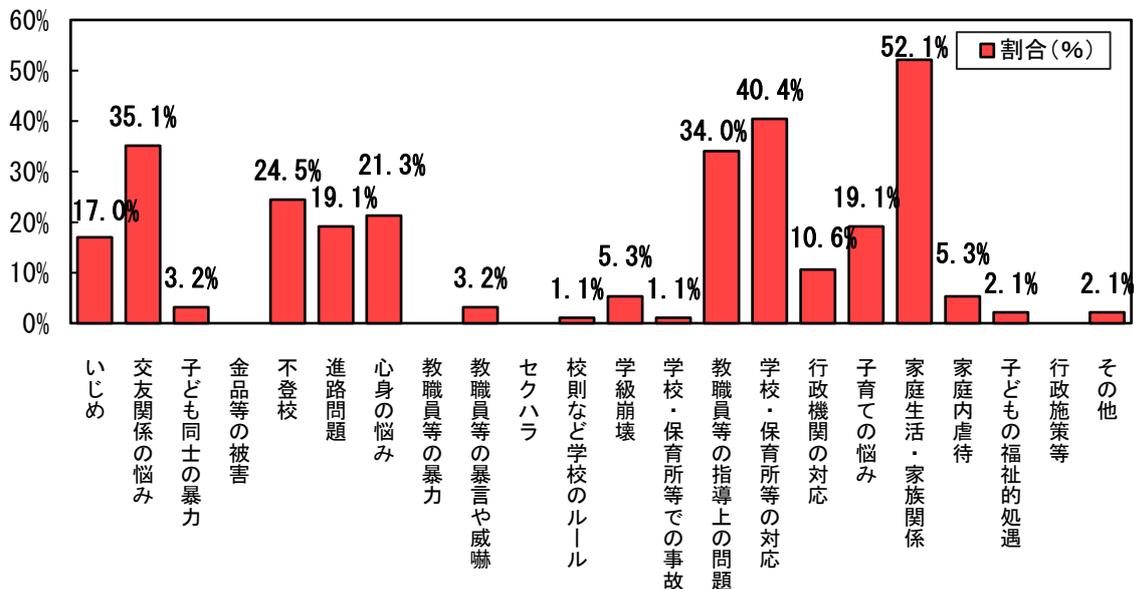
(注1)問題となっている事項のうち、過去9年間で年間相談・調整回数に占める割合が上位5位に入った事項を取り上げ、その割合の変化を示している。
 (注2)「教職員等の指導上の問題」には「教職員等の暴力」「教職員等の暴言や威嚇」「セクハラ」も含めて計算している。

(回) 図Ⅲ-10 相談内容ごとの相談・調整回数



(注)相談者の各回の訴えをカウントし、それを合算してグラフにした。

図Ⅲ-11 ケース別相談内容



(注)ケースごとに、相談者が訴えたことのある相談内容をすべてカウントし、年間ケース数94件に占める割合を示している。

表Ⅲ-1 問題となっている関係（ケース数：94件）

関係性	該当ケース(件)	割合(%)
子ども同士の関係	42	44.7%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	68	72.3%
子どもと保護者・家族の関係	58	61.7%
子どもと行政機関との関係	3	3.2%
子どもとその他のおとなとの関係	1	1.1%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	29	30.9%
保護者と行政機関との関係	4	4.3%
保護者同士の関係	3	3.2%
子どもをめぐる家族の関係	5	5.3%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係		0.0%
その他		0.0%
ケース数 総計	94	100.0%

表Ⅲ-2 相談内容の学齢別分布（ケース数：94件）

相談内容	子どもの学齢別ケース数					総計
	就学前 (4件)	小学生 低学年 (7件)	小学生 高学年 (32件)	中学生 (33件)	高校生・ 中卒後 (18件)	
いじめ		1	9	3	3	16
交友関係の悩み(いじめ除く)	1	3	19	8	2	33
子ども同士の暴力(いじめ除く)		2	1			3
金品等の被害						
不登校		1	9	10	3	23
進路問題			1	7	10	18
心身の悩み			7	10	3	20
教職員等の暴力						
教職員等の暴言や威嚇				3		3
セクハラ						
校則など学校のルール				1		1
学級崩壊			5			5
学校・保育所等での事故	1					1
教職員等の指導上の問題	1	2	13	13	3	32
学校・保育所等の対応	4	3	12	14	5	38
行政機関の対応	3		5	2		10
子育ての悩み	1	1	7	7	2	18
家庭生活・家族関係	3	1	12	20	13	49
家庭内虐待	2			1	2	5
子どもの福祉的処遇			1	1		2
行政施策等						
その他	1		1			2
総計	17	14	102	100	46	279

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教職員や保護者などに直接出会う、子どもの権利が擁護されるよう働きかけ、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。そこでは子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から独立した公的第三者機関として位置づけられていることにより、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとな、また周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を可能な限り設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談・調整活動の実際

近年、教職員や家族とはちがった立場で子どもに関わる「第三者」のおとなの役割が重要となっています。その意義を確認する観点から、相談・調整活動の実際を紹介します（以下で紹介する事例は、オンブズにこれまで寄せられた相談をもとに作成した架空の事例です）。

【 学校・教育委員会・オンブズが連携して解決に向かった事例 】

Aさんから、クラスで嫌がらせをされている子がいて、見ていてとてもつらいという電話がかかってきた。悪口を言われたり叩かれたりしていて、どうにかしてあげたいが、自分ひとりでは怖くて勇気が出ないという。詳しく話を聞くと、その子だけでなく、ほかにも同じようなことをされている子が数人いるとのことだった。

Aさんとの面談であらためて聞くと、どうやらクラス全体が落ち着かない状況にあるようだった。その落ち着かない雰囲気の中で、Aさんが最初に電話で話してくれたようないじめが起ころし始め、クラスの中でいじめられキャラのような立ち位置にあった子が、ターゲットになってしまっているとのことだった。

クラスの状況や学校のこれまでの対応を詳しく知る必要があると考えたオンブズは、Aさんから了解を得たうえで、学校に話を聞くことにした。学校によると、子どもたちの間で起こるトラブルがうまく解決されないことが続くうちに、いじめのようなことも出てくるようになってしまったとのこと。学校としても、学年全体で対応を考え、担任に任せきりにするのではなく、他の先生も支援的に関わり、チームとしてその都度丁寧に指導するようにしてきたけれども、それでもなかなか問題がなくならないということだった。

やってしまったことに対する指導だけではなく、その子たちがなぜそんなことをしてしまうのか、友だち関係や家族関係などの背景にまで目を向けて考えること、子どもと信頼関係を作ってしっかり話を聞くことが必要なのではないか。このように考えたオンブズは、クラスの1人ひとりの子どもたちの背景に思いを致すこと、また子どもたちが安心して話せる先生を見つけられることが大切であり、学校としてはその課題にチームで取り組むことが必要だと提案した。

その後、学校はオンブズ・市教育委員会も含めた定期的なケース会議をもつことで、子どもの背景を見るための具体的な視点や方法について新たな気づきを得て、子どもの声にあらためて耳を傾けることができるようになった。そうした取り組みの中で、それぞれの子どもたちにも複雑な人間関係があること、家庭でのプレッシャーや学習面での不安などが大きい子もいることが分かってきた。また、Aさんにも継続して様子を聞いたところ、先生たちが以前よりも声をかけてくれるようになり、Aさんとしても話しやすくなったとのこと。そうしたことによって、クラス全体も落ち着いてきているようだった。

学校という集団で起こる問題であっても、1人ひとりの子どもたちと丁寧に向き合うことがすべての基本であることをあらためて感じさせられた事例だった。

【 子どもの気持ちを引き出し、子どもと学校をつないだ事例 】

Bさんの母から、Bさんが学校を休みがちになり、理由を聞いても答えてくれず、どうしているかわからないと相談があった。友だち関係で嫌なことがあったのか、勉強についていけないのかなど、気になることを聞いても、Bさんからは特に理由はないと返ってくるだけ。母は仕事が忙しいようで、じっくりと話す時間がとれないうえに、なかなか気持ちを言ってくれないBさんにイライラしてしまうと話された。母には、まずは学校の先生でも家族でもない第三者的なおとなと気軽に話をしてみないかといって、Bさんをオンブズに誘ってもらうことにした。すると、おしゃべりするだけならと、最初は母と一緒に、その後はひとりでBさんがオンブズに来てくれるようになった。

話を聞いてみると、Bさんも学校に行けない理由は自分でもわからないという。朝なぜか起きられない。特に何かあったわけではないから、何が原因で学校に行けないのか自分でもわからないのだという。最初、このように話していたBさんも、定期的にオンブズに来るうちに、家での様子や自分のことを話してくれるようになった。小さい頃からBさんは、仕事で忙しい母に迷惑をかけまいと家事を手伝ったり、心配をかけないようにしてきた。だからなのか、自分の気持ちに素直になることや、自分の思いを人に伝えるのが苦手で、学校では緊張していたり、頑張りすぎて疲れることも多いのだという。相談員がゆっくり時間をかけて話を聞いていくなかで、このような気持ちをBさんは口にしてくれるようになった。やがて、すぐに学校に行ける気はしなないが、勉強はしたいという自分の気持ちを整理できるようになっていった。

オンブズは、Bさんがすぐに学校に毎日通うのは難しいかもしれないが、勉強をしたいという気持ちをBさんの口から担任の先生に伝え、Bさんの気持ちをみんなで受け止め応援することが大事だと考えた。そこでBさんに、オンブズ立ち会いのもと、先生に気持ちを伝えてみてはどうかと提案して、了承を得た。学校に連絡をとると、担任の先生もBさんがなぜ学校に来られないのかわからず困っているということだった。先生と話す日、Bさんは緊張しながらも、学校になかなか行けそうにない気持ちと、でも、勉強や進路のことが心配だという気持ちを自分の言葉で伝えることができた。先生もBさんの話をじっくりと聞き、勉強については先生たちが休み時間や放課後にサポートするから安心していい、学校を休んだ時には電話をかけるから何気ないことでも話してほしいと話された。Bさんは先生が相談に乗ってくれるとわかり安心した様子だったが、それ以上に、自分の気持ちを伝えて受け止めてもらえたことが嬉しそうだった。その後、学校に行ける時は学校で、学校を休んだ時はかかってくる電話で、Bさんは先生としゃべれるようになった。また、母にも少しずつ自分の気持ちを伝えるようになり、Bさんの学校に行く日が増えていった。

オンブズが話をじっくり聞くなかで子どもの気持ちを引き出し、子ども自身がそれを担任に伝え、しっかりと受け止めてもらえたことで、子どもが主体的に動き出す一歩へとつながった事例だった。

【 子どもの思いを母に橋渡しした事例 】

Cさんから学校に行くのがしんどい、どうしたら楽しく学校に行けるようになるか一緒に考えたいと電話があった。電話越しでは言葉数が少なく、自分の困り感をうまく説明することができない様子だったので、直接相談員と顔を合わせて話をしてみないかと提案したところ、母と一緒に来所することになった。母も子どもが毎朝学校に行き渋り、子どもに理由を聞いても答えてもらえずに苛立っている様子だったので、母子それぞれに別々の相談員が担当し、話を聞かせてもらうことになった。

直接話を聞いてみると、学校が楽しくないと感じるようになったきっかけは部活動に行きづらくなったことだと打ち明けてくれた。経緯を詳しく聞くと、所属している運動部の先輩との関係がうまくいかない話を母にしたところ、母はすぐに顧問の先生に連絡してCさんの気持ちが落ち着くまで部活動を休むことを伝え、Cさんに対しては部活動を辞めるよう勧めているとのことだった。Cさんは、楽しかった部活動に行きづらくなってしまい、学校で会う部活動の仲間に対しても気まずく思っていた。Cさんの気持ちを整理していくと、人間関係の悩みを抱えつつも部活動自体にはやりがいを感じており、部活動を辞めたくないという気持ちが強いことがわかった。

一方母は、Cさんが学校に行き渋る理由は部活動の人間関係であり、部活動から距離を置くことで、楽しく学校に行けるようになると考えていた。母の話を聞いていくと、Cさんが人間関係のどのようなことに困っているか詳しい事情は知らず、子どもの話を深く探ってみようとしていないことが感じられた。**Cさんは、日頃の困り感を親に聞いてもらえないことで不安を溜めてしまっているのではないかと考えたオンブズは、相談員立ち会いのもとCさんの気持ちを母に伝える場を設けてみないかと提案した。**提案を聞いたCさんは最初、母は自分の話をしっかり聞いてくれないとあって、諦める気持ちの方が強かったが、相談員の支えがあるなら本当の気持ちを母に伝えてみたいと考えるようになった。

話し合いの場で、Cさんは部活動が学校の楽しさにつながっているので続けたいという思いを伝え、母には話を聞いて欲しいだけで、それ以上のことをして欲しくなかったという気持ちを話した。素直な気持ちを聞いた母は、学校に行き渋る理由に納得し、部活動を続けたい気持ちが理解できたようだった。母は、これからはCさんの日々の困りごとを聞きつつ、見守ることで支えていきたいと話した。

後日、Cさんに母との関わりの変化を聞くと、母は部活動に行くことを応援してくれるようになったとのことだった。また、母からは、Cさんが前よりも学校のことを話してくれるようになったと報告があった。Cさんは部活動に復帰し、楽しく学校に通うという目標に対して前向きな気持ちが続いている様子である。

子どもが親は自分の話を聞いてくれない、自分のことを分かってくれないと思ひ込み、不安な気持ちを一人で抱え込んでうまく言い出せずにいたところ、第三者として、オンブズが寄り添い、子どもの思いを親に伝える橋渡しをしたことで、子どもが安心して親に話せるようになったケースであった。

希望を支える言葉

チーフ相談員 平野 裕子



先日、『病院ラジオ』というテレビ番組を見ました。お笑いコンビのサンドウィッチマンが病院に出かけていき、中庭に2日間限定で TENT 張りのラジオ局を開設するというドキュメンタリー番組です。そこで、患者さんやその家族にインタビューをして、リクエストされた曲を流します。放送はインターネットラジオで流れるということで、病院内に配られた専用のスマホで聞けるようになっていて、それぞれの場でいろんな人が聞いています。特設とはいえラジオ局ですから、ちょっとした非日常の場で、病気のことや家族への思いなど、普段はなかなか言えない話も出てきます。大きな病院で、難しい病気を患っている入院患者さんも多いのです。

そこにはいろんな人が出てきましたが、心に残ったのは、あるお母さんの話です。娘の Y さんが生まれてすぐ、重い先天性の心臓病があるとわかって、この大きな専門病院にちょうど 16 年前にやってきました。入院していろいろな詳しい検査を受けた後、お医者さんからは、「手の施しようがなく、あるだけの命です」と言われます。お母さんは診察室でそのことを一人で聞いて、辛くて、辛くて、苦しかった。でも、日ごろから「この子に何かあったら僕はどうなるかわからない」と話していた夫に、「これは言えない」と思ったのだそうです。けれども、やはり一人では抱えきれず、病院からの帰りの車の助手席で泣いてしまいます。気づいた夫に、「こんなこと言われてしまった」とお医者さんの話を打ち明けると、夫は「僕、Y ちゃんの結婚式、何歌おう」と言ったのだそうです。その言葉にびっくりして、絶望していた自分が、「先があるんだ、未来のことを見ていいんだ」と思えた瞬間だったと振り返ります。その子もいまは 16 歳。酸素ボンベをつけて学校に通いながら、もう立派に「娘さん」です。

そのお母さんのリクエスト曲は、中島みゆきさんの『時代』でした。娘さんが生まれるまでは、この歌が好きで、よく聞いたりしていたそうですが、娘さんの病気がわかってから突然、聞くことも歌うこともできなくなったと言います。「そんな時代もあったねといつか話せる日がくるわ あんな時代もあったねときっと笑って話せるわ……」という歌い出しに、そうして笑える日がもうこないのではないかと思って、聞くだけで苦しくなったのです。

ところが、あんなに苦手だったこの曲なのに、娘さんの笑顔を見ているうちに、いつの間にか普通に口ずさむことができるようになって、そんな自分にびっくりしたと、涙交じりの笑顔で話していました。このお母さんの話を、別のところでお父さんと娘さんが聞いている。その様子がカメラに映し出されます。お父さんはハンカチで涙をぬぐい、娘さんは緊張した面持ちです。

「僕、Y ちゃんの結婚式、何歌おう」という、お父さんのあのときの、ちょっと突拍子もな

い言葉が、お母さんの胸に残り、その後のお母さんを支えてきたのです。目の前の絶望に押しつぶされそうになっていたとき、思いもよらないことを言われて、そこから新たな気持ちが動き出す。そういうことがあるんですね。

こんな気の利いた一言は、言おうと思って言えるものではありません。お父さんも、余裕があって言えた一言ではないはずです。娘さんへの思いがあり、連れ合いであるお母さんへの思いがあり、そしてこれからの家族の暮らしへの思いがあって、不意に口をついて出た一言……、その一言がお母さんの明日への希望を支えてきたのでしょうか。

言葉には力があります。そして、反対に何気ない一言で人を傷つけることもあります。自分の発した一言が、誰かの心に残っていく。私は、そっと誰かを支えられるような言葉を発することができているだろうか。言葉は人を大きく動かすもの。その言葉を大切に使用したいと、あらためて思った番組でした。

* * * * *

わかりたいと思うこと



相談員 船越 愛絵

普段はあまり昔のことを思い出したりはしないのですが、ときどき、ふいによみがえってくる思い出がいくつかあります。それらを思い出すたび、なんだかすっきりしない、もやもやとした気もちになってしまいます。それはたぶん、ずっと呑み込みきれずにいる出来ごとだからなのかもしれません。

わたしが彼女と仲よくなったのは、高校卒業後、1年浪人して予備校に通っていたころでした。彼女とは同じ高校の出身だったのですが、卒業までは顔見知り程度で、あまり深くかわかることはありませんでした。けれど予備校に入ってたまたま同じクラスになり、共通の友だちがいたこともあって、自然と一緒に過ごすようになりました。

彼女はもんぺが好きで集めていたり、各地の盆踊りのことに興味をもって調べていたり面白ところがあって、またそのことを堂々と口にできるひとでした。あまり小さいことにはこだわらず、物おじすることもなく、どこか不思議な落ちつきがありました。かと思えば思いがけないところで抜けていたりして、そういうところが親しみやすくもありました。わたしにとってはあまり付き合ったことのないタイプのひとで、はじめのうちは少しぎこちなさや気まずさもありました。けれども一緒にお弁当を食べ、自習をし、疲れた体を引きずって帰るうちに、いつのまにか、お互いにいじり合えるような仲になっていました。

入試がひと段落し、それぞれに進路も決まったころ、彼女も含めて仲良くしていた数人で打ち上げをしようということになりました。そのとき何をしたのか、もうあまり正確には思い出せませんが、おそらくお昼ごはんを食べて、お茶をして、それからぶらぶらと外を歩いていたのだと思います。わたしの記憶にあるのは、夕焼けと夜のあいだのような空の色と、風がつよく吹いていたこと。それと（どうしてそんな話の流れになったのかはまったく覚えていないけれど）、彼女のこんな言葉。

「私は、女のひとは働くよりも家のことするべきやと思う。これって、私だけ？ おかしいかな」

彼女にしてはめずらしく、まるで挑むような強い口調とまなざしでした。それは今でもはっきりと思い出すことができます。そのころ（といってもそれほど昔ではありませんが）、すでに男女共同参画が謳われて久しく、表立って彼女のような意見を口にするひとは少なかったように思います。彼女も反対されることを予想していたからこそ、あんなにも強い口調でわたしに挑もうとしたのかもしれませんが。

わたしは彼女とは違う意見でした。働こうが、家の中の仕事をしていようが、それはどちらでも構わない。それ以外の道だってあるかもしれない。でもとにかく、だれかにこうあるべきと決められるのは嫌。そんなことのない社会がいい。そんな思いが、彼女に問われた一瞬のあいだに吹き出しました。わたし自身、あふれた思いの強さに驚いたのを覚えています。けれどそのとき、わたしはそのどれも、口にはしませんでした。わたしはただ、あいまいに笑って、「まあ、そういう考え方もあるんちゃう」と言いました。彼女もこれでその話題はおしまい、という雰囲気を感じとって、それ以上なにかを言うことはありませんでした。

進学後、はじめの1年は何か月かに一度、みんなで集まったりもしていました。けれどそれぞれ別の大学に通っていたこともあり、次第に会うことはなくなりました。彼女が今、どこでどうしているのか、今もあのときと同じ考えをもっているのか、そもそもあのときのことを覚えているのか、わたしにはわかりません。けれどわたしの中にはずっと残っていて、思い出すたびに彼女に言えなかった思いがぐるぐると体じゅうをめぐります。

伝えられなかったのはどうしてなのか、考えることがあります。伝えることで彼女との関係が変わってしまうことが、怖かったのかもしれない。彼女を好きだと思ふ部分と、でも彼女のその考え方は受け入れられないと思ふ部分とが、わたしのなかでうまく折り合えなかったのかも。でも、もっと深い部分、なにか根本的なところで、決定的な価値観のちがいを感じとってしまったのかもしれませんが。そんな彼女との間で、どこまで、なにを、共有していけるのか。伝えたところで、「共感」というゴールにたどり着けるのか。わたしはその壁にひるんでしまったのだと思います。だけど、「わかり合う」ことをあきらめてしまったことは悔しくて、だから今でもこうして思い出してしまうのかもしれませんが。

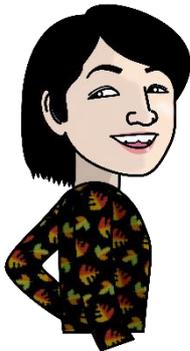
もしも今、もう一度あのときの彼女に会えるなら、なぜ彼女がそう思うようになったのか、聞いてみたいな、と思います。どこまで話しても、やっぱり彼女の考え方は受け入れられないかもしれない。でも、彼女が生きてきた過程のなかで、どんなことを経験して、なにに影

響を受けて、彼女の価値観が形作られたのか。どんな思いで、わたしにそれを伝えたのか。そのことを、わたしは、わかりたい。

価値観の違うひとには、これまでもこれからも、たくさん出会うはずです。わたしの想像のつかないような世界で生きているひともあるはず。そんなひとたちと「わかり合う」ことは、そう簡単なことではないと思います。でも、なぜ彼らがそう思うのか。それはどんな風に生きてきたからなのか。そのことを理解したい、すくなくとも理解することをあきらめたくはない、と思うのです。

* * * * *

ふだん見えている景色を変える



相談員 今井 貴代子

最近、わたしは、髪にパーマをかけました。すこし髪を切っただけだと気づいてもらえないことが多いのですが、今回パーマをかけると、いろんな人から「髪型変わったね」と声をかけてもらいました。変化に気づいてもらえるのは、照れくさいですが、やはりうれしいです。

思えば、中学・高校時代、髪の毛を切ることがわたしの気分転換のひとつでした。嫌なことがあったら、髪を切って忘れようとする、気合を入れるために髪を切る。ゲン担ぎではないですが、髪の毛は唯一自分で変えることのできるものだったのかもしれませんが、自分ひとりでは「えいやっ」と思いきれない時、髪を切ることによって気分を高める、区切りをつける。そんなことがわたしにはありました。そんな風に頻繁に髪を切るので、子どものころは髪が一度も肩についたことがなく、ずっとショートのままでした。

子どものころのわたしは、自由に使えるお金もさほどなく、行動範囲や交友関係も限られている中で、自分なりに気分転換の方法を見つけていたように思います。髪を切る以外にも、たとえば、わたしの実家は三方を山で囲まれ、わたしの住む集落は田んぼや畑といった田園風景のなかにありました。気が乗らないとき、やることがないときは、山に登って、見渡す限りの田んぼの風景と空を眺めていました。そうすると、自分がなんだかちっぽけな存在に思えて、気分が少し晴れたように思えました。他には、わたしは本が好きだったので、学校の図書室や町の図書館に行って、お気に入りの小説を見つけて読んだりもしていました。司書のおねえさんに面白い本を紹介してもらったり、何気ない会話が心地よかったのを覚えています。図書館はわたしにとって、今でいう居場所だったように思います。

子どもは気分転換を気づかずたくさんしているような気がします。学校に行けば、授業を受けて、休み時間には運動場に出て遊んだり、教室でおしゃべりをしたり。学校が終われば、友だちの家に遊びに行ったり、習い事をしたり、宿題をしたり、テレビを見たり、ゲームをしたり。はたまた、学校でも家でもないところで、自分が安心できる場所を見つけようとし

たり…。やることが多い、と言えそうかもしれませんが、あっという間に過ぎていく毎日の中で、いろんなことをする気分転換の達人のようです。

おとなになった今、わたしは気分転換があまり上手ではないなあと思うことがあります。同じことをずっとして、そこから抜け出すのが難しくなったり、嫌なことがあったときもひとりで抱え込んでしまっているのかもしれませんが。そんなときは、自分以外の誰かのちからを借りるといいのかもしれませんが。誰かにふだんいる場から連れ出してもらったり、一緒に出かけてみたり、話を聞いてもらったり、背中を押してもらえることがあったらいいなと思います。よくよく考えると、子どものころの気分転換も、誰かがそばにいてくれたり、自分以外の誰かや何かの力を借りてできていました。今回、変化に気づいてほしくて髪にパーマをかけたわけではないですが、誰かに気づいてもらい、声をかけてもらうことが、結果として、気分転換になったりもしました。他人のちからを借りながら、ふだん見えている景色を変えると、気分も変わり、次の一步を踏み出せたり、「えいやっ」と思いきれたりする、そんなことがあると思うのです。

オンブズに来てくれた子どもからは、困りごとだけでなく、いろんな話を聞かせてもらっています。オンブズに来ることで、ふだん見えてる景色が少し変わったと思ってもらえるようなかわりを、わたし自身していけたらと思っています。

* * * * *

ひとりでいるということ



相談員 大久保 遥

先日、大学院で化学の研究をしている友人と数ヵ月ぶりに会い、一緒に食事をしていました。お互いの近況について話し始めたところ、すぐに会話が途切れました。すると彼は、「久しぶりに人と会って話したから、会話の仕方を忘れたわ」といい放ち、笑いました。会話の仕方を忘れたというのはもちろん冗談ですが、それほどに彼は日常のほとんどの時間をひとりで過ごしていると言いました。普通であれば、相手の人間関係を心配におもうところですが。もし、子どもから同じ言葉をきいたら、わたしはひどく驚くとおもいます。しかし、彼が伝えたメッセージは、人一倍ひとりの時間を多くとれたおかげで、自分の研究に集中できたというポジティブな意味をしめすものだとわかりました。わたしは最初とまどいましたが、話している中で「順調そうね」といって笑い返しました。

彼の発言に笑い返してから、会話するような友達が少ない、ひとりで過ごす時間が多いといったことに対して、ネガティブなイメージを前提に抱いていたことに気づかされました。どうしてひとりでいることに対して否定的な印象が先に浮かんだのかと、ふと疑問におもいました。

数年前、「便所飯」という衝撃的な言葉を知りました。お昼時に、一緒にご飯を食べる相手のいない学生が、ひとりで食べる姿を見られたくないがために、トイレの個室の中で食事を取るといのです。事実として、どれほどの学生がそこまでしていたかは定かではありませんが、わたしも学生の頃、昼食を一緒に食べる人を必死に探していた記憶があります。なので、ひとりぼっちで友達がいなくておもしろくない、そんな気持ちはわかる気がします。コミュニケーション論を専門とする社会学者の辻大介さんの調査によると、20～40歳の若年層で「ひとりで部屋にいたり食事したりするのは耐えられない」と答えた者は16%である一方で、「周りから友達がいないように見られるのは耐えられない」という回答は43%に達するそうです。ここでポイントなのは、ひとりでいるということそれ自体ではなく、そこに向けられる周囲からの視線を意識している割合が高いという点です。

子どもたちの場合、お昼時だけではなく、丸一日中、そうした周囲からの視線を意識する状況下におかれていると考えられます。登下校、授業と授業の間の休み時間、移動教室…学校生活のさまざまな場面で、ひとりで過ごすか誰かと一緒かの選択をしなくてはなりません。そして、その行動は、常に固定化されたクラスメイトの目が届く中で行われます。自分ひとりで行動することができたとしても、常に誰かからの視線を感じとっている空間の中にいるがゆえに、行動を共にする誰かがいないと不安になるといったことが起こりやすいのだとおもいます。

また、近年では、学校のみならずネット上でもその教室空間が地続きに広がっているといわれます。いじめ問題にも詳しい社会学者の土井隆義さんによると、近年問題視されているネット依存の多くは、「つながり依存」から発生しているといえます。子どもたちは、教室内でひとりぼっちにならないように、ネット機器を介して互いの息づかいを常に確認しあって、人間関係を維持しようとしているそうです。つまり、ひとりになることへの恐怖が学校に居る時間のみならず、家に帰ってからも意識されるということが自然にあり得るのです。子どもたちがひとりでいることへの不安から解放される逃げ場は、一体どこにあるのでしょうか。

わたしが子どもの頃は、休み時間によく本を読んでいました。今考えると、いつも本当に本を読みたかったかどうかは定かではありません。わたしは、本を読んでいられさえすれば、ひとりでいることを許されていたような気がしていました。自分がひとりでいることを周囲に正当化させるような理由が欲しかった、そういう意識があったのだとおもいます。運よく、あの頃に面白い作品にたくさん出会い、今でも読書が好きなので、結果良かったかなと今ではおもっています。これが解決案だとはいい切れませんが、一つの選択肢であるとはいえます。実際に、周りの目が気にならなくなるほどに読書に熱中してからは、いくぶんか楽に学校生活を過ごせるようになったのは確かでした。

冒頭で紹介した友人のように、おとなになると、自分が過ごす場所は自分で選択することができるので、周囲の視線を意識するような環境や時間は少なくなります。すると、ひとりで過ごす時間の意義を発見できますし、ひとりでいることに対しても抵抗がなくなってきました。そうした点では、毎日同一の固定された空間で一日を過ごす子どもたちとは、置かれた状況は大ちがいだとおもいます。学校に通う子どもたちは、与えられた場所でうまく過ごしていくような方法を見つけていかないとなりません。

もちろん、教室内の友達とどうやってうまく付き合っていくかを考えることは大切なことだとおもいます。けれども、それがひとりであることに対する周りの視線を避けるためなのであれば、子どもたちの日常生活がとても窮屈に感じます。本音としての気持ちはどうなのか、本当はどうしたいのか。子どもたちには、周りを気にし過ぎて自分の思いを見失わないで欲しいなとおもっています。同時に、周りのおとなも、子どもの本当の思いを尊重してあげられる環境を整える必要があると考えています。

<参考>

- ・土井隆義（2017）『つながりを煽られる子どもたち——ネット依存といじめ問題を考える』岩波ブックレット
- ・辻大介（2008）『朝日新聞』8月2日付（大阪本社版）、8月30日付（東京本社版）、夕刊

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.10「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第 8 条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第 15 条第 3 項）が課せられています。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現することであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していきます。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが当該の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

2019 年次の調査状況

申立てによる調査

2019 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでした。

オンブズパーソンの発意による調査

2019 年次は、新たに自己の発意によって調査をおこなった案件はありませんでした。

条例上の対処

2019 年次におこなった条例上の対処はありません。

表IV-1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2019.12）

案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題 99.12 結果通知(市青少年センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題 00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題 調査不実施・調整実施	—
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題 99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望 02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題 00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題 01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題 00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題 02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題 01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題 01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題 02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題 02.08 調査打ち切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題 03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題 調査不実施・調整実施	—
16	2002年申立て第4号	同上 調査不実施・調整実施	—
17	2002年申立て第5号	同上 調査不実施・調整実施	—
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題 02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 調査不実施・調整実施	—
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部) 02.11 公表(市政記者クラブ) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県民生活部)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髪黒染め指導での健康被害問題 02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題 03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題 04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題 03.11 対処の必要が認められず調査終結	—
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題 調査不実施・別件処理	—
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題 調査不実施・調整実施	—
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題 03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	—
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打ち切り	—
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	—
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打ち切り	—
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校間のトラブルに関する問題	調査不実施	—
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打ち切り	—
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打ち切り	—
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打ち切り	—
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 是正要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ)	公開
		上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言ー子どもの声を受けとめ、希望を語る社会をつくるためにー』	13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市子ども家庭部) 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会) 13.11 公表(市政記者クラブ)	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	調査不実施・調整実施	—
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12 意見表明(市教育委員会)	公開
			15.09 意見表明(市教育委員会)	
53	2016年自己発意第1号	市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題	17.06 意見表明(市教育委員会)	公開
			17.09 公表(市政記者クラブ)	

(注) 「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの(部分公開も含む)。

V オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例では、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2号)を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえて主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話相談カードを配布するとともに、オンブズに相談するとどうなるかを分かりやすくストーリーにした『こんなときオンブズ』マンガ版をホームページに掲載するなど、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、広報・啓発に努めています。

また、2016年次から始めた小中学生向けの啓発チラシ『子どもオンブズ通信』については、2019年次もNo.6を3月に、No.7を9月に作成・配布しました。紙面には、トライやる・ウィークでオンブズでの職場体験をした中学2年生によるオンブズの活動内容の紹介、オンブズに寄せられた相談ケースやオンブズが20年間で受けた相談内容の変遷、「子どもの権利条約」で保障されている権利の説明などを掲載しました。

さらに、義務教育修了後の子どもたちにも相談先としてオンブズを認知してもらえるよう、中学3年生の卒業前に「中学校を卒業するあなたへ」と題したチラシを届け、新たな旅立ちに向けて啓発を行いました。

引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

子どもへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話相談カード・オンブズ通信等の配布

市内の小・中学校、養護学校、幼稚園、保育所及び市内県立高校を通して、1学期にはリーフレット、2学期には電話相談カードを子どもたちに配布しました。また、2016年次より新たに発行している小中学生向け啓発チラシ『子どもオンブズ通信』については、3月にNo.6を、9月にNo.7を配布しました。その中で子どもの権利条約で示されている“子どもがもつ権利”を説明したり、オンブズにどんな相談をしたらいいかを子どもに知ってもらうために相談ケースを紹介したり、トライやる・ウィークで来てくれた中学生が作成したオンブズの活動についての紹介をするなど、オンブズを身近に感じられるよう広報・啓発に努めました。さらに、3月に中学3年生に向けて「中学校を卒業するあなたへ」と題したチラシを配り、卒業後の新たな旅立ちに向けてのエールを送るとともに、オンブズの広報も行いました。

今後もより効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

小学校3年生の事務局見学

今年次も、5月・6月に、市内小学校の3年生による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れました。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンの説明を行うとともに、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンの相談に使っているフリーダイヤルに電話をかける「体験」もしてもらいました。

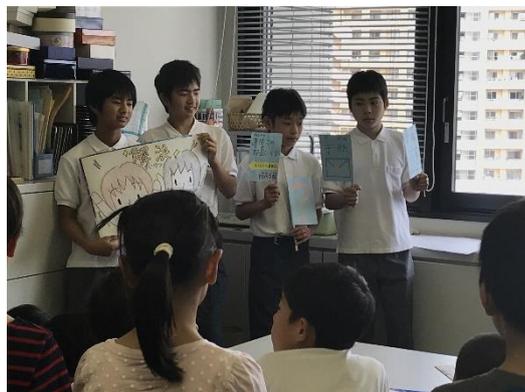
相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や来所といった直接の相談が寄せられることもあります。

トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年5月・6月に、市内中学校2年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動（トライやる・ウィーク）を行います。2019年次は、6校から計12名（男子8名、女子4名）の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、5日間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議などの活動を行いました。体験期間中に小学校3年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました（写真）。

模擬研究協議は、子どもへの人権侵害に関する架空の相談について、みんなで率直に意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みで



職場体験で中学2年生が紙芝居を使ったり、クイズをしたりして、オンブズパーソン活動を説明してくれました。

す。「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらおうことがねらいです。どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、かかわった相談員も学ぶことが多くありました。

【オンブズパーソン事務局で体験活動した中学生の感想文集から（一部抜粋）】

- ・ 話し合いの時はちゃんと自分の意見を言うことができ、ほかの人の意見が聞けてこんな考え方もあるのだなと学ぶことがたくさんありました。
- ・ いじめのことを考えさせられました。いじめのことは率直に言うとダメだと思ふし、いじめをする人は嫌いです。またなんで周りの気づいている人が助けてくれないのか、なんで手を差し伸べてくれないのかと思います。自分がいじめられたらきっと助けてほしいはず。「大丈夫？」と聞いてほしいはず。そういう心の広い人になりたいと思いました。
- ・ 模擬研究協議では、架空のケースで問題を考えるのですが、どんな時でもある一点から見るのではなく、いろいろな角度・視点から見て解決していくことを学びました。いろいろな視点から見ることで相談した人にとって、より良い解決方法を見つけることができるからです。普段一つの視点からしか見ていないので、いろいろな角度から見ていくことが大事だと思いました。
- ・ このトライやるウィークでは、できて当然の礼儀、社会的常識など、たくさんのことを深く学びましたが、その中でも一番大きな学びは「人と人との関わり」についてです。自分の気持ちを発信しつつ、相手の気持ちを汲み取るといったことの難しさを感じました。少しずつ状況を判断し、相手の気持ちを汲み取るという作業を繰り返すうちに、自己中心的な考えから相手のことを考えようという考えに変化していきました。
- ・ 大変だったことは、小学3年生の市役所見学の時です。オンブズパーソンについて紙芝居をしたりクイズをしました。クイズをするときに答えが間違っていたら大きなリアクションをするなどの工夫をしなくてははいけません。でもしんどいとかマイナスなことを考えないでいたら頑張れました。このことからマイナスなことを考えたらやる気をなくすかもしれないことがわかったので、これからプラスに考えていこうと思いました。
- ・ 印象に残っていることが二つあります。一つ目はコミュニケーションが大切だということです。相談しに来てくれた人の悩みについて話ができないと最善の解決方法を見つけることができません。なのでコミュニケーションが大切ということがよくわかりました。二つ目は相手のことを考えて行動することが大切ということです。
- ・ オンブズパーソンと話す機会がありました。とても気さくな方々で全然緊張もせずに話のできたので、とても楽しかったです。トライやるでは、何よりも人の話を聞くことの大事さに改めて気づきました。そして聞いてくれる人がいる安心さを学びました。
- ・ 大変だけれど楽しいからできる仕事というものが本当にあることを学びました。私も将来働いたりしたときに広い心を持てる人になりたいと思います。子どもがいつでも相談できるという環境はとても大切なものだと思うので一緒に問題を考えられる存在のおとなになりたいです。
- ・ オンブズの人たちと今学校で困っている「靴下の校則」について話し合いました。オンブズの人たちからアドバイスをもらったりと大変納得できる内容で分かりやすかったです。
- ・ 紙芝居を使ってオンブズについて説明をする前の僕は、人前で話すことが苦手で、失敗しないかどうか心配していましたが、練習するごとに上達していき、あまり緊張せずに行うことができました。何度もチャレンジして失敗しても決して無駄にならないと思いました。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則、月1回の土曜日に、子ども向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。これまでオンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、いろいろな子どもたちがやって来ます。以前は中高生の参加が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。

2019年次の参加人数は延べ59人です。参加者の中には、学校生活や家族関係、交友関係などでさまざまな問題に直面している人もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気の中での会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

ほっとサロンに継続的に参加している子どものなかには、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校生活から遠ざかってしまうと、子ども同士の人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加への自信も意欲も失われてしまいがちです。たとえ学校に行けない状況にあっても、安心できる人間関係と場を経験することができれば、人と積極的に関わりたいという意欲を取り戻していくことができます。ほっとサロンでは、スポーツ、お菓子作り、料理、フリーマーケットへの出店やクリスマス会などの行事もあり、参加者同士で協力しながら楽しいひと時を一緒につくりあげる体験が、子どもたちの自信や充実感にもつながっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進に向けて、市への提言や居場所に関する座談会開催など、以前から継続的な重要課題として問題提起しています。

表V-1 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数 (2019年次)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5人	5人	8人	4人	1人	3人	8人	—	8人	4人	5人	8人

おとなへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

2019年次は教育委員会の協力のもと、教育委員会職員と直接意見交換する機会を持ちました。今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

【主な広報・啓発】

- ・教育委員会教育推進部及び子ども未来部の幹部職員との意見交換
- ・教育支援センター職員との意見交換

【研修会】

- ・中央図書館職員研修 平野チーフ相談員 「子どもの人権と居場所づくり」
- ・学校・警察・青少年センター連絡会研修会

吉川オンブズ、堀家オンブズ 「学校を含めた諸機関とオンブズパーソンとの連携」

市議会議員への広報・啓発

2019年次は本市市議会議員の方々と直接意見交換をする機会を得ました。

今後もこういった機会を継続的に持つことができるよう努めていきたいと考えています。

【懇談会】

- ・市議会議員一会派との意見交換

市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンなどが講師として招かれたものです。

【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・小学校区人権啓発推進委員会 人権講座
堀家オンブズ 「届いているかな？こどもの気持ち、大人の気持ち」
- ・子どもの権利条約関西ネットワーク 連続講座「子どもの条例の作り方・活かし方」
三木オンブズ 「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の活かし方
～子どもの権利の擁護者・代弁者・そして公的良心の喚起者として～」
- ・愛知県弁護士会 人権擁護大会シンポ「子どもの権利救済機関と国内人権機関」
三木オンブズ 「川西市子どもの人権オンブズパーソンについて」

【執筆】

- ・季刊『自治体法務研究』2019 秋号
堀家オンブズ 「川西市子どもの人権オンブズパーソンの取組」

年次報告会(子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム)を開催

2019年3月23日に、「2018年次報告会・子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」をアステホールで開催し、市内外より70数名の参加を得ました。

第一部では、相談員より1年間の活動概況について報告を行うとともに、教育委員会に提出した「いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言」についても報告しました。

続いて、2018年次はオンブズパーソンが活動を始めて20年が経過する節目であったため、これまでの20年間のオンブズ活動を振り返り、相談内容の変化等を報告しました。

第二部では、シンポジウム「子どもの人権オンブズパーソンのこれから」をテーマに、まず子どもの権利条約総合研究所代表の荒牧重人さん（山梨学院大学教授）に基調講演をいただいたあと、宝塚市子どもの権利委員会委員の浜田進士さん、以前川西オンブズで相談員をされていた鹿児島純心女子大学准教授の福田みのりさんを加え、パネルディスカッションを行いました。

基調講演では、子どもの育ちを支える仕組みとし



第二部のパネルディスカッションの様子です。さまざまな立場でこれからのオンブズパーソンの取り組みを熱心に議論しました。

て、子どもの人権オンブズパーソン制度を位置づけることが一層必要となってくるというお話がありました。そして、そのような仕組みの存続には市民の支持が必要不可欠であると語られました。

パネルディスカッションでは、子どもの人権オンブズパーソン制度の意義と役割、その20年にわたる取り組みで大切にしてきたことなどが議論されました。多くの自治体ではいじめによる自殺などの人権侵害問題が発生してから第三者委員会が設置されていますが、川西市では救済機関が常設されている点が優れており、トップランナーとして引っ張っているとの励ましの言葉もいただきました。

【2018 年次報告会 参加者の感想（一部抜粋）】

- ・ 相談する子どもや保護者等はいろいろな思いでオンブズパーソンを頼られていると思います。また、その相談が複雑になっている中で、相談員さんのご苦勞が聞いていてうかがえました。共有させていただけたらと思います。
- ・ こどもはこども時代をこどもらしく満喫しなければなりません。人間としての発達をしっかりと保障できるようにがんばってまいりましょう。こどもは何でも語る時代があります。そして語れなくなります。その時代その時代をしっかりと発信できる社会をつくるのは大人の責任です。様々な情報の発信も含めて更なる活動に期待します。
- ・ 第三者機関・相談機関ということで、アウトリーチは非常に難しいのではないかと思います。制度のはざまの人たちを支援するには社会全体でそれぞれ少しずつはみ出すことが出来ればいいのではと思っています。
- ・ 参加させていただき、川西市が「子ども人権オンブズパーソン」の先駆者であること、川西市民として誇らしく思いました。その取り組みが市民、子どもの幸せにつながることを思います。
- ・ 20周年を迎えられ、積み重ねられたその実績に川西のすごさや誇りを感じました。これからも年代を超えて関心がもたれ、広く知れ渡ってほしいと思います。
- ・ オンブズパーソンの役割を再確認する機会となった。子どもの人権について子ども自身が学ぶ機会がなく、権利について受け身のような立場に慣れてしまっている気もする。子ども自身をエンパワメントしていくことの必要性を感じている。
- ・ 毎年の堅実、誠実なご報告から学ばされております。ご講演も子どもたちや「弱者」にとって危機的状況の“いま”を切り拓けるもので、「これから」を考えさせられました。
- ・ 各自治体の地域資源や行政トップの考え方等、取り組み方は様々なのでしょう。とかくまちづくりと言うとハードや自治体コミュニティととらえられるので、子どもの人権と上手に結びつけることを考えてみたいです。

制度・活動に関する問い合わせや取材・視察・交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2019年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計38件ありました（2018年次は42件）。

川西オンブズと同じような公的第三者機関が全国で30数か所できていますが、それぞれの機関の固有の役割や機能が違っているため、他自治体の公的第三者機関からの問い合わせもあります。

最近、公的第三者機関の重要性や意義が文部科学省や厚生労働省などで叫ばれていることもあり、新たに第三者機関を設置しようと考えている自治体の職員や議会議員からの問い合わせや視察もあります。

表V-2 問い合わせ・取材・視察件数(2019年次)

機関等	件数
行政機関	16
国会議員	0
自治体議員	7
マスコミ	3
研究者・大学生等	6
NPO・法曹界等団体	2
個人	2
その他機関・団体	2
合計件数	38

VI オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合
- ⑥ オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

表VI-1 オンブズパーソン会議の開催状況（2019年次）

会議	開催期日	議案等
第1回会議	4月12日	代表および代表代行オンブズパーソンの互選について (報告事項) 2019年度 オンブズパーソン事業の当初予算について (議案第1号) 2019年度 オンブズパーソン事務局の事務分掌について (議案第2号) 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第2回会議	12月13日	(報告事項) 2019年1月～11月の相談受付状況について (議案第3号) 2019年次の運営状況等の報告及び公表について

2019年次は、オンブズパーソン会議を表VI-1のとおり2回開催しました。

審議された各議案のあらまは、以下のとおりです。

議案第1号

2019年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおりオンブズパーソンの全会一致により承認されました。

議案第2号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期満了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の10名の専門員のうち1名を入れ替え、残りの者について、引き続き就任を求め、推薦することが全会一致で決定されました。

議案第3号

2019年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）、②「年次活動報告会」の開催企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定されました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週金曜日の午後、5時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員等がそれぞれ対等な立場で、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を求めて意見を出し合います。

表VI-2 「研究協議」（ケース会議）の開催状況（2019年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
3	4	5	4	4	4	4	4	4	4	5	4	49 回

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

2019 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関としての独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明等を行った文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書において原則公開を行っています。

個人情報開示関係

2019 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

VII オンブズパーソンからのメッセージ

第三者機関とシステム

オンブズパーソン 大倉 得史

就任三年目の所感

オンブズパーソンに就任して三年目になりました。オンブズには、①子どもの権利侵害が生じている個々のケースにおける救済活動をしなが
ら、②制度改善のための提言等を行っていく、という大きな二つの役割
があります。オンブズの仕事に慣れるにしたがって、①と②を連続的
に考えられるようになってくるようです。2018年次のオンブズレポー
トにも書いたように、私自身はいつも「個別の問題の背後に、社会の問題
を見る」ということを心がけていますが、実際に、以前に比べるとずいぶん「社会の問題」
に気づけるようになってきたと感じます。



ところで、2019年次は、過去二年にも増して、対処が難しいケースが増えたという印象が
あります。一方では、家庭の複雑な問題を感じさせるケース、たとえば親の養育力不足や子
どもへの不適切な関わり、家族の不和などによって、子どもの健全な生活が阻害されてしま
っているケースがあります。こうしたケースの中には、子ども自身が問題解決への意欲や他
者への信頼感を失っており、子どもの主体的な問題解決を支援するという、本来オンブズが
目指している形がとりにくいものもあります。

また、他方では、学校の機能不全を感じさせるケース、たとえば教師の側に子ども一人ひ
とりの背景を踏まえ、子どもの心を理解していこうとする姿勢が十分でなく、「問題行動」へ
の表面的な対処に追われるのみで本質的な解決に向かわないケースや、管理職のリーダーシ
ップや教員間の連携に課題があり、本来であれば「チーム」として対処していかねばなら
ない問題が結果的に放置されているケースなどがあります。このようなケースにおいては、オ
ンブズが「代弁者」や「橋渡し役」となって、子どもの思いを大人に丁寧に伝えていくこと
で、大人の方がより適切な対処を考えてくれるだろうという、従来の関係調整活動の前提に
あった期待そのものが成り立ちにくい難しさがあります。

一般に複雑な問題を解決するための糸口は、膠着した状況に何らかの変化をもたらさうる
潜在的な力を持っていると思われる「キーパーソン」（ときに子ども自身であることもありま
す）を見出し、その人と連携・協力体制をとったり、その人をエンパワメントしたりするこ
とで得られることが多いのですが、言わば家庭や学校が機能不全に陥り、子ども本人も問題
解決への意欲を失っているケースにおいては、どこにその糸口を求めたら良いのかがなかな
か掴めないことがしばしばあります。オンブズの研究協議や関係機関とのケースカンファレ
ンスで、そうした糸口の見えなさに突き当たり、重苦しい雰囲気の中で皆が懸命に頭を絞っ
ている—そんな光景が、2019年次は何度も繰り返されたように思います。

システムズアプローチ

こうした難しい問題状況への対処を模索する中で、有効な示唆を与えてくれそうなものとして個人的に注目するようになったのが、心理療法の手法の一つであるシステムズアプローチです。心理療法とは言うものの、システムズアプローチは個々人の内面（心理）というよりは、問題に関係する人々の相互作用や関係性、つまりは「システム」に注目します。

たとえば東（1993）は、システムを「ある一定の法則にしたがっているかのような活動を繰り返している複数の部分からなる集合体、もしくはその法則そのもの」と定義しています。システムズアプローチの考え方に従えば、部分と部分は相互に影響しあっており、まるで既存のシステムのあり方を維持しようとの意思を持っているかのごとく互いに活動を規制しあっています。一方、何かの拍子で一部分が変化してしまうと、他の部分も連鎖的に変化していき、システムが変わってしまうこともあります。部分に働きかけることでシステム全体の変化を狙ったり、システム全体の構造を変化させることで部分の変化を狙ったりするのが、システムズアプローチの眼目になります。

これだけでは何を言おうとしているのか分かりにくいと思いますので、東の挙げている例を見てみましょう。

中村家の一人息子、太郎が学校に行くのを嫌がるようになって、もう一か月。家の中は暗い。夫婦関係も太郎の不登校によってギスギスしている。

夫婦の対立点は太郎への接し方をめぐるものであった。夫の一郎は太郎の不登校を怠けだと考えていた。甘やかすすぎた、もっと厳しく育てるべきだったと反省しつつも、子育ての責を負うべき妻の恵子に対してその批判をひそかに向けていた。一方、恵子は太郎の不登校を心の病気だと考えていた。仕事仕事で明け暮れ、ほとんど太郎に接する時間を持たず、たまに接すると厳しいことばかり言う。そんな父子関係のあり方がこの問題の背景にあると思わずにはいられなかったのである。

殴ってでも学校に行かせようとする一郎と、しばらく学校にこだわらないで、心の回復を待とうとする恵子。今では夫婦の会話もめっきり減り、それぞれが思い思いに太郎に接している。

そんなある日のこと、恵子は友人のすすめで、カウンセラーに相談することになった。自分より若い女性のカウンセラーが笑顔で出迎えてくれ、恵子のお話を聞いてくれた。ひととおり太郎の現状を聞き終えると、カウンセラーは言った。

「太郎君は心の病気ですね。今のように登校を無理強いしない姿勢は大変良いことです。しばらく登校刺激は与えないで、太郎君の気持ちを受け止め、本人が強くなって自主的に登校するのを待つことが大切です。無理強いしても、また繰り返しますからね」

（やっぱり自分は間違っていなかった……）恵子は涙が出るほどうれしかった。そして、夫の一郎が自分の考えを理解してくれないことについても話した。

「そうですか、それは大変ですね。困ったものですね、日本の会社人間たちは」

カウンセラーは大きくため息をついて、カルテに「父親が非協力的」と書き込んだ。

一郎は得意先回りの営業の帰り、ふと、太郎の担任に会ってみたくなった。誰より太郎のことを知ってくれているはずだし、相談相手として適任だと思えた。学校に行くと、校長室に通された。校長が挨拶もそこそこに、豪快に言い放った。

「親がしっかりせんと、子どもは育ちませんよ」

一郎は、穴があいたら入りたいような気持ちになって、心底情けなかった。校長と入れ替わりに担任が入ってきた。

「お待たせしました。うちの校長、なにか言いませんでしたか。気分を悪くされていたらかんべんしてください。口の悪い人なんですよ」

地獄に仏。この人は自分の痛みを分かってくれそうだ。一郎が言葉を慎重に選んで説明すると、担任は話をさえぎって決めつけた。

「そうです。要はわがままだということです。だって学校では普通にしているんですからね……。休ませないで来させてください。学校に来るまでは親の仕事。学校に来たら、後は僕が責任をもって対処しますから」

わが意を得たり。一郎はなぜもっと早くここに来なかったのか悔やんだ。そして、安心して、母親の恵子のことを話した。

「多いんですよ、そういうタイプの母親！過保護の母親がだいたい子どもを悪くしますよね」

担任はやっぱりといった表情でうなずき、「母親が過保護」とノートに書きこんだ。

(東(1993)より。一部改)

このケースのシステムは、おおざっぱに言えば、太郎の不登校の「原因」をめぐって、「母親・カウンセラー連合」対「父親・担任連合」で責任をなすりつけ合うという構図になっています。もしかすると、太郎の不登校の「原因」は、父子関係や母子関係そのものではなく、もっと別のところにあるのかもしれませんが、父親と母親双方が「相手の太郎への接し方にこそ原因がある」と考えて相手を問題視すればするほど、膠着した状況が悪化しているように見えます。また、そこに「支援者」としてかかわろうとしているカウンセラーも担任も、そうしたシステムの一部に組み込まれ、中村家のシステムを維持する片棒を担わされることになっています(いわゆる支援者が「巻き込まれた」状態です)。

システムズアプローチでは、不登校の本当の原因が何であるかということは、あまり重視されません。むしろ、「不登校」を、太郎がこうしたシステムの中でとっている一つの行動(ないしは表現)として捉えます。その上で、例えば、太郎の不登校の原因をめぐって父母が対立しているという構図そのものに変化をもたらすことができれば、部分と全体の相互作用によりシステム全体が変化し、太郎はもはや「不登校」という行動をとる必要がなくなるのではないかと、自然と「不登校」とは別の行動(表現)に移行するのではないかと期待するのが、システムズアプローチ的な発想の一例です。

具体的には、どんな介入の仕方がありうるのでしょうか。

夫婦で責任をなすりつけ合うのではなく、父親と母親双方の見方それぞれに的を射た一面があることを認めた上で、太郎が学校に行けるようになるために、夫婦で協力をしてどんな工夫をしていけるかについて話し合ってもらう場を設定するというのは、ありうる選択肢の一つかもしれません。また、母親側に付いているカウンセラーと、父親側についている担任とのあいだで意見交換をし、「チーム」として、中村家にどんな支援をしていくべきかを考えていくというのも、有効かもしれません。対立・分断の構図を協力・連携の構図に変えてみるという発想です。

あるいはまた、大人の対立構図の影に隠れて、当の太郎本人の声が聞こえてこないことに注意を向け、太郎自身にどんなことが妨げとなって学校に行けなくなっているのかを聞き出し、親子関係とは別の「原因」をシステムの中に持ち込んだり、学校ではなく適応指導教室に通いながらゆっくりやっていきたいという本人の「希望」を引き出して、それをシステムのメンバー全員の目標として再設定したりするというのも有効かもしれません。

さらには、不登校を心の病気と考えて見守ろうとしていた母親に対して、もう少し登校を促してはどうかと働きかけたり、殴ってでも学校に行かせようとしていた父親に対して、もう少しゆったりと見守ってはどうかと働きかけたりする手もあるかもしれませんし、「学校に来るまでは親の仕事」と考えている担任に対して、自ら家庭訪問をしたり、登校時に迎えに行ったりしてもらえるよう依頼するといった方策もあるかもしれません。

いずれにせよ、膠着したシステムのどこか（最も可変的であり、メンバーそれぞれにとって最も痛みの少ない部分）にこれまでと違った要素を持ち込むことで、システム全体に変化を引き起こそうというのがシステムズアプローチの狙いです。唯一の正解となるような介入の仕方があるのではなく、システムに良い変化をもたらさうる可能性があるものであれば、どの介入も試みるに値するし、そのいずれかによって「問題（に見えていたもの）」が解消されていくのであれば、それこそが適切な方法だったと考えるという、ラディカルな発想に立ったアプローチでもあります。

難しい問題状況への対処を考えていく上で、多角的な物事の捉え方や介入のための柔軟な発想を可能にするものとして、非常に示唆に富んだ考え方だという気がします。

システムに変化をもたらす可能性としてのオンブズ

2019年次、オンブズに持ち込まれたいくつかの対処が難しいケースにおいては、実際問題として、今挙げたような常識的な介入方法ではうまくいかないことが多くあります。ただその場合でも、どこかにシステムに変化をもたらさうる要素がないかを探したり、第三者的な立場にあるオンブズがシステムのこの部分に関わればこのような変化が起きるのではないかと予測したりするとき、あるいはオンブズそのものが膠着したシステムを維持するための片棒を担ぐことになっていないかをチェックするときなどに、システムズアプローチの考え方はとても役に立っています。

家庭や学校（さらにはその他の相談機関）とは異なる第三者機関だからこそ、オンブズはシステムに変化をもたらさうる大きな可能性を秘めていると思います。冒頭に述べたように、オンブズには①個別救済と②制度改善という大きな二つの機能がありますが、それに加えて

(あるいはその両者にまたがるものとして)、「人々の織りなす相互作用・関係性のシステムが膠着してしまっている場合に、第三者機関の特性を活かしてそこに必要な変化をもたらす」という三つ目の機能があるのではないか—2019年次は、そんな印象を強くした一年だったように思います。

<参考>

- ・東豊 (1993) 『セラピスト入門—システムズアプローチへの招待』 日本評論社

(おおくら・とくし/京都大学大学院教授)

オンブズパーソンの役割と私が大切にしていること

オンブズパーソン 三木 憲明

I 「オンブズパーソンとは何か」について悩んだ1年

昨年4月にオンブズパーソンとなり、間もなく1年になります。私も、これまでいろいろと子どもの人権に関する活動は行ってきましたが、新たに就任したオンブズパーソンの本質的な職責・権能は何か、悩んだ1年でした。

私は、弁護士として、長らく少年非行、児童虐待、学校問題などに携わりながら、近年では主としてスクールロイヤーの立場で「子どもの最善の利益」の実現を図る活動を続けてきました。どの立場でも、最終的な目的は「子どもの最善の利益」を擁護・促進することであり、そこに立場性の違いはない、それはオンブズパーソンであっても同じだと考えていたのですが、初年次の経験を通して、実際にはやはり微妙な差があるなど感じています。比較の対象として、スクールロイヤーがわかりやすいので、その観点から記すと、以下のようなことが言えるかと思います。



- ・スクールロイヤーは「子どもの最善の利益」を軸に活動するとはいえ、あくまで学校・教育委員会からの相談に応じるのに対し、オンブズパーソンは基本的に子ども本人からじっくり話を聞きながら、より子どもに近いところで「子どもの最善の利益」を図る活動を行う。この違いは、スクールロイヤーが実施機関としての学校・教育委員会を支援することにより間接的に「子どもの最善の利益」を図ろうとするのに対し、オンブズパーソンはもっと直接的に、これら実施機関による活動を外から批判的に検証しつつ、それらの活動がより「子どもの最善の利益」に合致するよう調整を行い、その調整が困難なときには実施機関に対し是正を求める内容の勧告等を行うという、両者の手法・権能の違いに由来している。
- ・スクールロイヤーとしての関わりはほぼ個別案件に対することに限られるが、オンブズパーソンとしての関わりは個別案件における調整・救済に限られず、制度改善にまで及ぶ。

こと学校問題に関していうと、オンブズパーソンの仕事は、私が弁護士として子どもの代理人（代弁者）となり、学校・教育委員会に子どもの権利救済を求めて交渉したり訴訟提起するといったことと親和性が高いと感じています。もちろん、スクールロイヤーの仕事も学校・教育委員会の代理人（代弁者）となることではなく、あくまで「子どもの最善の利益」を軸に学校・教育委員会にアドバイスするのですが、やはりそこには少なからぬ違いがあることは事実です。このあたりの微妙な違いについて、オンブズ就任当初はあまり意識的に考えることができておらず、自らのオンブズ像をしっかりと結ぶことができていませんでした。

オンブズパーソンとして学校に赴き、教育委員会も交えて協議等する中で、学校から保護者宛に提出する文書の添削をして欲しいと求められることが度々あります。スクールロイヤー

一的な発想でいえば、その添削を通して、学校と保護者の関係がより建設的なものになればいいと願い、即座に対応するでしょう。しかし、オンブズパーソンとしては、この添削はできない(すべきでない)と判断せざるを得ないのです。なぜなら、既述のとおり、オンブズパーソンが行う調整活動は、あくまで実施機関としての学校・教育委員会の活動を外から批判的に検証し、その検証結果に基づき必要に応じて実施するという本質を有しているからです。もし、上の事例で私が添削してしまうと、その添削した文書が保護者に渡って内容の是非が問われたとき、さらには当該問題についてオンブズパーソンとして相談を受けることになったとき、私は自らが行った行為に対して自ら批判的に検証することになってしまいます。しかし、これは明らかな「自己監査」であり、不適當です。

他方で、こうした場面における学校のニーズには切実なものがあります。現代ほどコンプライアンスが叫ばれ、法的に妥当な判断・行動が求められる時代はありません。そのような中で、いわゆるグレーゾーンを含む微妙な法的判断を自力で行えというのは、いかにも酷に思います。しかし、オンブズパーソンの職責・権能としては、上記のような限界があることから、弁護士であるオンブズパーソンが当該ニーズに対して直接関わり支援することはできません。そうすると、20年の歴史あるオンブズ制度を擁する川西市といえども、より学校・教育委員会に近い立場で「子どもの最善の利益」を軸に活動するスクールロイヤーも制度として実現・並立させていくことが必要ではないか、そうすることで川西市における子どもの人権擁護がより手厚いものになっていくのではないか、などと考えたりしています。

2020年次は、子どもにも学校・教育委員会にも近いところで活動してきた私だからこそ提案できる、こうした制度改善に向けたアイデアも積極的に発信していきたいと思っています。

II 当事者の力を信じる

私がかつて運営等に関与していたNPO法人に「被害者加害者対話支援センター」があります。既に解散し、今は存在しないのですが、私はこのNPO活動を通じて、仕事、プライベートを問わず、今の私を支えてくれている「哲学」を学ぶことができました。

犯罪の被害者と加害者との調停・対話(victim-offender-mediation、以下「VOM」といいます)は「どこまでも続く線路」のようなものに思えます。ずっと先で交わっているように見えても、実はずっと平行線で交わることがない。しかし、必ずしも交わることだけが解決ではない。被害者と加害者がそれぞれに本来有していた「人間的な力」を取り戻し、犯罪という衝撃的な事実によって離脱しかけた社会に再びそれぞれ統合されていく、そういったことをVOMは実践しようとするものです。

VOMのオーソリティであるマーク・S・アンブライト教授(当時ミネソタ州立大学)の著書に『THE HANDBOOK OF VICTIM OFFENDER MEDIATION』があります。私たち当時のNPO仲間は、同教授に師事すべく渡米し、その後許しを得て、上記著書を和訳する作業に取りかかりました。

今回は、その監訳本である『被害者・加害者調停ハンドブック』(誠信書房、藤岡淳子監訳)の中から、今も私が犯罪の被害加害のみならず、世の中のありとあらゆる紛争、葛藤等の事

象ないし人間同士の関係性に関わる際の「哲学」としている教えを紹介します。それは「人間的調停モデルの価値と信念」と題され、以下のようにまとめられています。

- 1 すべての事柄のつながりとわれわれが共有する人間性を信じている。
- 2 調停人の存在と当事者とのつながりが、効果的な葛藤解決にとって重要であると信じている。
- 3 感情を分かち合い、参加者が互いに助け合う過程（対話、相互扶助）による調停の癒しのパワーを信じている。
- 4 ほとんどの人びとは、平和に暮らすことを望んでいると信じている。
- 5 ほとんどの人びとは、人生経験を通じて成長することを望んでいると信じている。
- 6 すべての人びとは、逆境に打ち勝ち、成長し、同様の境遇にいる他の人びとを助けるために、内なる強さを引き出すことができると信じている。
- 7 葛藤に直接向き合うことから生じる、固有の尊厳と自己決定を信じている。

「人間的調停モデル」は、伝統的に民事法廷等で広く実践されてきた指示的な解決志向型モデルとは異なり、きわめて非指示的で対話志向型であると説かれていますが、さらに以下のように記されています。

- ・大切なのは、当事者が、書面化された合意を含もうが含むまいが、葛藤の最大の衝撃について話し合うことができるよう、彼らにとって最も適切な解決が可能となるために互いを助け合うことができるよう、そして、葛藤の存在にもかかわらず互いに共通の人間性を認識し合えるよう、調停人は対話を促進させるということなのである。
- ・人間的調停モデルは、いくつかの点で、心理療法や教育の人間的スタイルと軌を一にする。そこでは、成長し、変わり、脱皮していこうとする一人ひとりの能力を堅く信じることとともに、セラピストとクライアントの、あるいは教師と生徒の関係の重要性が強調される。人間性心理学の創始者であるカール・ロジャースは、共感的理解、無条件の肯定的関心、そして誠実であることの重要性を強調する。彼の理論は、心理療法の文脈において提示されたものであるが、調停の実践や人生一般にとっての多くの含蓄を有している。
- ・人間的調停を理解し実践することは、つまりは、宗教、文化、政治、そして生活様式の違いに関わりなく、現世においてわれわれすべてに与えられている人間存在、関係、地域社会、そしてより深い精神的つながりという貴重な贈り物を、心から認めるということに基づいている。

最大の葛藤の渦中にある犯罪の被害者と加害者でさえも、「互いに助け合う」ことができるなんて、いささか理想論が過ぎないかと思われるかもしれませんが。しかし、相手を「モンスター」ではなく「ひとりの人」として感じられたとき、敵対する関係であるにもかかわらず、共感できてしまう部分があると思えることがありませんか。私は、人間にはそうした力があ

ると信じていますし、その信念は、犯罪の被害加害のみならず、子どもを巡るいじめをはじめとするさまざまな人間関係の葛藤について理解し、関与する場面でも大いに役立つものだと考えています。

オンブズに持ち込まれる相談の中にも、被害と加害あるいはこれに準ずる対立的な関係性を扱う場面は多く存在します。いじめの「ダメな解決」の一例として、単純で浅薄な仲直りをさせてしまうことが挙げられますが、今回紹介した「人間的調停モデル」の考え方は、そうしたことは「似て非なるもの」であり、真の解決に向けて歩みを進めようとする当事者の力をより深く信じて寄り添うことの重要性を説いてくれるものとして、私自身、これからも大切にしていきたいと思っています。

(みき・のりあき／弁護士)

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2019年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998)年 12 月 22 日
川西市条例 第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等 (第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等 (第 5 条―第 18 条)
- 第 4 章 補則 (第 19 条―第 22 条)
- 付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。) の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン (以下「オンブズパーソン」という。) を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- 第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

- 第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項 (以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。) のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな (以

下「本市内の子ども又はおとな」という。) から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関 (議会を除く。) 若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。

- 2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

- 第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。
- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
 - (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であつて、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた

場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権

案件について、これを第 15 条から第 18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

- 4 前 3 項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第 14 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、第 11 条第 5 項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 オンブズパーソンは、次条から第 18 条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第 15 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

- 3 前 2 項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第 16 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほか、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第 17 条 オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第 15 条第 1 項に規定する勧告等に係る報告については

当該報告を求められた日から 40 日以内に、同条第 2 項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

- 3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第 18 条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

- 2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第 2 項の報告及び同条第 3 項の理由を、公表することができるものとする。

- 3 オンブズパーソンは、前 2 項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第 4 章 補 則

(事務局等)

第 19 条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第 20 条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第 21 条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号で、同 11 年 3 月 23 日から施行。ただし、同条例第 3 章の規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行)

2019 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2019 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	堀家 由妃代	佛教大学准教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	大倉 得史	京都大学大学院教授
オンブズパーソン	三木 憲明	弁護士 (大阪弁護士会)
調査相談専門員 (チーフ相談員)	平野 裕子	市嘱託職員
調査相談専門員 (相談員)	船越 愛絵	市嘱託職員
同	今井 貴代子	市嘱託職員
同	大久保 遥	市嘱託職員
調査相談専門員 (専門員)	生田 收	元市立中学校長・元市教委部長
同	井上 寿美	大阪大谷大学准教授
同	郭 麗月	精神科医
同	勝井 映子	弁護士 (大阪弁護士会)
同	桜井 智恵子	関西学院大学教授
同	田中 俊英	(一社)office ドーナツトーク代表
同	田中 文子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	羽下 大信	兵庫県臨床心理士会会長
同	浜田 寿美男	奈良女子大学名誉教授



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク（職場体験活動）」でオンブズパーソン事務局に来た中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ・レポート 2019

2020（令和2）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民環境部 人権推進課 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail : kwex0002@city.kawanishi.lg.jp
